

第四百四回 参議院農林水産委員会會議録第七号

昭和六十一年四月十七日(木曜日)
午前十時一分開会

委員の異動

四月十日

辞任 丸谷 金保君

補欠選任 八百板 正君

四月十一日

辞任 関 嘉彦君

補欠選任 田淵 哲也君

四月十二日

辞任 松岡満寿男君

補欠選任 板垣 正君

四月十三日

辞任 吉村 真事君

補欠選任 古賀雷四郎君

四月十五日

辞任 板垣 正君

補欠選任 岡部 三郎君

四月十六日

辞任 古賀雷四郎君

補欠選任 川原新次郎君

四月十七日

辞任 中野 明君

補欠選任 藤原 房雄君

四月十七日

辞任 田淵 哲也君

補欠選任 坂山 映子君

四月十七日

辞任 大城 眞順君

補欠選任 大河原太一郎君

四月十七日

辞任 小林 國司君

補欠選任 林 健太郎君

四月十七日

辞任 稲村 稔夫君

補欠選任 村沢 牧君

四月十七日

辞任 八百板 正君

補欠選任 久保 亘君

四月十七日

辞任 山田 譲君

補欠選任 上野 雄文君

出席者は左のとおり。

委員長 成相 善十君
理事 浦田 勝君
北 修二君

委員

星 長治君

菅野 久光君

刈田 貞子君

大河原太一郎君

岡部 三郎君

熊谷太三郎君

坂野 重信君

坂元 親男君

高木 正明君

谷川 寛三君

初村滝一郎君

林 健太郎君

水谷 力君

上野 雄文君

久保 亘君

村沢 牧君

山田 譲君

堀出 啓典君

下田 京子君

坂山 映子君

説明員

大蔵省主計局主計官

労働省労働局長

労働省法規課長

自治省財政局指導課長

日本中央競馬会理事長

澤邊 守君

竹内 克伸君

廣見 和夫君

横田 光雄君

参考人

本日開会に付した案件

農林水産政策に関する調査

(日ソ漁業交渉に関する件)

北洋漁業対策に関する決議の件

参考人の出席要求に関する件

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案(内閣提出、衆議院送付)

○委員長(成相善十君) ただいまから農林水産委員会を開会いたします。

農林水産政策に関する調査を議題といたします。

○委員長(成相善十君) 私は、去る八日、昨年末から三度にわたり行われていた日ソ漁業委員会における協議に、閣僚レベルで協議を行うため訪ソし、九日及び十日、カメンツェフ・ソ連邦漁業大臣と二回にわたり会談を行うとともに、十日、ムラホフスキー国家農工委員会議長兼第一副首相とも会談し、去る十二日、帰国いたしました。

本件協議が難航したことにより、日ソ双方の漁船は、本年当初よりそれぞれ相手国の二百海里水域から総引き揚げの状態が続いておりましたが、今回、私が訪ソし、事態の打開に努めた結果、合意の方向に目途がついたところであり、その結果については、日ソ双方の漁獲割り当て量が十五万トンとなるとともに、ソ連水域における我が国漁船の操業条件について、底刺し網の禁止、一部水域における着底トロールの禁止、二つの操業水域の閉鎖が行われる等厳しいものとなっております。

我が方にとっては、非常に厳しくつらい決断と言わざるを得ない結果であります。これ以上閣僚レベルでの協議が続いても状況が変わる見通しもないばかりか、協議が長引けば、漁業者への影響がますます深刻なものとなるとの判断から決断した次第であり、やむを得ざる結果であったと考えております。

今後、協議の結果に伴い、減船を余儀なくされる漁業者等に対し講ずべき対策を早急に検討する必要があります。また、減船等に関連して必要となる漁業離職者の雇用対策、水産加工工業等の関連産業対策等についても、所要の措置を検討する必要がありますので、関係省庁と密接な連絡をとってまいりたいと考えております。

以上であります。

○委員長(成相善十君) 次に、参考人の出席要求に関する件についてお諮りいたします。

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案の審査のため、本日、日本中央競馬会理事長澤邊守君を参考人として出席を求めることに御異議ございませんか。

「異議なし」と呼ぶ者あり」

○委員長(成相善十君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(成相善十君) 農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案を議題といたします。

まず、政府から趣旨説明を聴取いたします。羽田農林水産大臣。

○國務大臣(羽田孜君) 農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案につきまして、その提案の理由及び主要な内容を御説明申し上げます。

農業改良資金制度は、農業者の創意工夫に基づく合理的な生産方式の導入等のための無利子資金の貸付を通じて、農業経営の安定と農業生産力の増強に貢献しているところであります。この農業改良資金制度につきましては、今日の我が国農業をめぐる内外の厳しい情勢に対処し、生産性の高い農業の実現を目指して農業経営基盤の強化を一層推進するため、同資金の拡充を行うとともに、これに要する財源につきましては、現下の財政事情にかんがみ、一般会計からの繰り入れに加えて、特別の財源を緊急に確保する必要があるとおります。

政府といたしましては、このような状況に対処するため、日本中央競馬会の協力のもとに、昭和六十一年、六十二年年度限りの特例措置として、同会の競馬事業の円滑な運営に支障のない範囲内で、同会に積み立てられている特別積立金の一部を国庫に納付させ、これを農業改良資金の政府貸付金等の財源に充てることとし、この法律案を提出した次第であります。

次に、この法律案の主要な内容につきまして御説明申し上げます。

第一に、日本中央競馬会は、昭和六十一年、六十二年事業年度において、日本中央競馬会法の規定による通常の国庫納付をするほか、特別積立金の

うち百五十億円ずつ合計三百億円を特別国庫納付金として国庫に納付しなければならぬものとするのであります。

第二に、この特別国庫納付金は、農業経営基盤強化措置特別会計の歳入とし、農業改良資金の政府貸付金等の財源に充てるものとするのであります。

なお、この法律案に対する衆議院における修正の趣旨につきまして、便宜政府側から御説明申し上げます。

修正の内容は、この法律案の施行期日である昭和六十一年四月一日が既に経過していることにかんがみ、施行期日を公布の日からと改めることのであります。

以上がこの法律案の提案の理由及び主要な内容であります。

何とぞ、慎重に御審議の上、速やかに御可決いただきますようお願い申し上げます。

○委員長(成相善十君) 以上で趣旨説明は終わりました。

それでは、これより本案の質疑に入ります。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○山田譲君 私、初めにまず一般論として、予算編成上の方針といえますか、考え方をまず大蔵省にお聞きしたいわけでありまして。

御承知のとおり、競馬会から国庫に納付する金というのは、第一国庫納付金と第二国庫納付金というのが法律上決まっていますね。第一国庫納付金についても第二国庫納付金についても相当な金額で、六十年代で両方合わせて千九百七十億ほど納付しているわけですね。それだけ相当競馬会は国庫に対して貢献している、こういうことになると思うんです。ところが、不思議なことに五十六年には百八十億ほど納付し、五十八年には二百二十億

円ばかり、特別国庫納付金としてそれとは別にまた国庫へ納めさせている。いわば競馬会から召し上げていくわけでありまして。

そこで私のお伺いしたいのは、大蔵省の方針として、予算編成するに当たって、第一国庫納付

金あるいは第二国庫納付金というのは法律上きちんと決まっているから仕方ないとしても、それ以外に五十六年と五十八年のようにこういった形でまた特別に金を納付させている。さらに六十二年、六十二年から三十三億を追加して国庫に納めさせようとしている。もちろんかつての二回やったものは一般会計に繰り入れ、今度の場合はその点特別会計に入れなければならないから、さういふ形でもって競馬会に納めさせているというのの事実であります。

〔委員長退席、理事星長治君着席〕

そこで伺いたいのは、どうも大蔵省の予算編成上の問題として一貫性がないんじゃないか、何か思いつきみたいな特別国庫納付金を納めさせたり、あるいはまた特別会計に納めさせたりしようとしている。こういうことについて一体大蔵省の本筋の基本的な考え方はどういうことなのか。つまりどういうときに特別国庫納付金を納めさせ、どういうときに特別会計に納めさせようとしているのかというふうな点について、何か原理原則というのか、まとまった考え方があってこういうことをなさるのか。それともいわば思いつきみたいな、これはちょっと足りないから競馬会あたりから召し上げておけばいいやというふうな非常に安易な気持ちでやっておられるのか。私はどうも後者のように思えてならないのだけれども、そこら辺どうですか、大蔵省。

○説明員(竹内克伸君) 御指摘のように、昭和五十六年度及び五十八年度におきまして一般会計の一般財源として御協力をいただいたことは事実でございます。それに対して、今回は特別会計にお納めいただくということでございます。

一般会計の一般財源に御協力をいただきました五十六年度、五十八年度の考え方でございますけれども、このところ御案内のような財源事情の非常にきつい予算編成でございますので、各特殊法人等各方面に対して税外収入の御協力をお願いしている実情にございます。競馬会につきまして

も、同様の趣旨から両年度にわたって御協力をお願いしたという次第でございます。

そこで、今回は特別会計に直接納入していただくということでございますので、五十六年度、五十八年度とはそういう意味で違うわけでございますが、その点につきましては、片方で極めて厳しい財源事情、財政事情のもとにございまして、同時にこの農業改良資金の農政上の重要性ということもあるわけでございます。特に六十一年度におきましては、畜産振興に改良資金を重点的に配分する必要があるという要請もございました。そういう点から、他方でもって畜産振興に寄与することを旨としております競馬会から御協力をいただくということになったわけでございまして、今回の特別会計の農業改良資金の財源を確保するという趣旨で御協力をいただいたということでございまして、こういう形で御提案申し上げていくわけでございます。

極めて一般論として申し上げれば、御指摘のように、特別の財源を御協力いただく場合におきましても、一般会計の一般財源という形にするのが望ましいことはもちろんでございますけれども、今回はそういう趣旨で御協力をいただくことができたということで、特別会計の財源という形で御提案したわけでございます。

○山田譲君 非常に財政が厳しい、そういう厳しい情勢の中でさらに競馬会に協力をしていた、という話はわかるんですけども、それじゃ五十六年に百八十億ばかり特別国庫納付金を一般会計に納めさせ、五十七年には納めさせないで五十八年にまた二百二十億ほど納めさせた。五十九年と六十年は納めさせなかったということですね。そうすると、五十七年の納めさせなかったときは余り財政状況が厳しくなかったというのですか。

あるいはまた五十九年、六十年についても一般会計に入れるだけのそんなに厳しい状態ではなかった、こういう判断でやったんですか。

○説明員(竹内克伸君) 毎年毎年の予算編成に当たりまして、先ほど申し上げましたように極力税

じゃ、今後もそういうことをやるわけですか。

○説明員(竹内克伸君) あくまで特別の御協力をお願いしているわけでございますので、毎年毎年一定の額を同じように御協力いただくという性格ではないわけでございます。したがって、毎年毎年の各年度の財政事情によって特別の納付を

○説明員(竹内克伸君) ももちろん、先ほども申し上げましたような財源事情でございますから、一般財源を極力確保したいという気持ちは常にあるわけでございますので、御指摘のように競馬会法上の納付金そのものを引き上げたらどうかということとは、私どもの立場からいたしますと、非常にありがたいと申しますと変ですが、そういうことが可能であれば非常にありがたい話ではございません。

○説明員(竹内克伸君) 毎年度の扱いが全く同じでないというところで一貫性がないという御批判をちょうだいしているわけでございますけれども、各年度の予算編成はその年度の事情によつていろいろ異なる扱いになる、そういう意味におきましてやむを得ない面があると思います。中央競馬会だけではなくて、毎年度このところ財源事情等から各法人に御協力をお願いしておりますけれども、その結果は、その年その年の財源事情だけではなくて、その当該法人の事情等から十分議論を尽くさしていただいた上で、御協力をいただけるというところでいただいているわけでございます。今後の問題につきましては、繰り返しになつて恐縮でございますけれども、この措置自体はあく

五十億、来年は百五十億、計三百億を二年間かかって特別会計の方へ納めさせる、競馬会から。こういうことのようにありますけれども、この百五十億、三百億という金、これは一体どういう根拠でもってそういう数字にしたかということ、もう一つ、四十億を一般会計から繰り入れますが、

この四十億はどういう計算で出てきたか。去年は百億出したようだけれども、こゝしは四十億にしている。これはどういふ根拠でそういう数字が出たか教えて下さい。

○政府委員(大坪敏男君) 来年度の農業改良資金の資金需要等を考え、財源手当てをいたしましては、大体百九十億程度で十分だろうという判断があつたわけでございます。中央競馬会からは三百億を納付していただくということで御理解もいただいたわけでございますが、中央競馬会の円滑な運営にも配慮して三百億を二回に分けるといたしますと、百五十億が六十一年度の納付額になるわけでございますので、これを合わせまして一般会計から四十億のお繰り入れをいただく。そういたしまして、全体としては資金枠をいたしまして百九十億ということに次第でございます。したがって、三百億のうち六十一年度に納付していただく残余の百五十億につきましては六十一年度に納付していただくということに次第でございます。

○山田謙君 三百億を二で割れば百五十億になり、百五十に四十を足せば百九十になるというくらの数字は僕にもわかるわけですが、僕が言っているのは、どこから四十億という数字が出てきたか、どこから三百億という数字が出てきたかというのを聞いていたわけですよ。

○政府委員(大坪敏男君) 中央競馬会から特別国庫納付金を納付していただくに当たりまして、中央競馬会という御相談したわけでございますが、その財源をいましては、現在同会が積み立てております特別積立金の中から出していただくということにいたしましたわけでございます。現在、六十年末で保有しております特別積立金は三千九百四十八億でございますが、その中から会の運営に支障がない範囲で資金に御協力いただける程度は三百億程度であらうということで、一応私どもに御協力いただく金額の総額をいたしましては三百億ということに相談が相なつたわけでございます。

○山田謙君 そうすると、初めにそういう競馬会との相談の結果、三百億程度ならば出しなさいということがある、それから逆算していったわけであつて、あなたの方から農業改良資金のためにこれだけ必要だから、だから競馬会にお願いいたしますという格好でいったんじやないということですか。

○政府委員(大坪敏男君) いずれにいたしまして、この話は全部、何と申しましようか、総合勘案の中で決まってきたというふうに御理解願いたいと存じます。

○山田謙君 それじゃ四十億はどういうふうにして決まってきたんですか。

○政府委員(関谷俊作君) これはただいま畜産局長からお答えがございましたように、六十一年度における中央競馬会からの繰り入れが百五十億円で、これは見込める、こういうことがございまして、私ども六十一年度の農業改良資金の貸し付けのいろいろ計画をしたわけでございます。そうしますと、この百五十億という財源が得られることも勘案しながら大体五百九十六億という貸付枠を設定いたしました。その中から農家からの償還金が約三百億見込まれておりますので、それを差し引きました所要の新規財源の三分の二となりまして、約百九十億になるわけでございます。それから中央競馬会の百五十億を引きました四十億を一般会計から繰り入れる、こういうことにいたしましたわけでございます。

○山田謙君 そうすると来年は、来年のことは余りわからないといふものの、百五十億の方はわかっている、あとの方の関係については、こゝしは四十億だったけれども来年はどうなるか、これはまだわからないという話ですか。大体の見当はつけているわけですか。

○政府委員(関谷俊作君) 来年のお尋ねは六十一年度のことであらうかと思いますが、これはどの程度の新規貸付枠を見込むか、所要財源のうち農家からの償還金等がどのくらい見込まれるかでございますが、現在の一つの前提を置まして、今

年度、六十一年度とはほぼ同じぐらいの約六百億近い貸付枠を仮に設定したとしますと、このままではまいりますと、中央競馬会の百五十億円のほかに四十億程度の一般会計からの繰り入れは必要になる、こういう計算でございますが、これはあくまでも貸付枠を六百億近い金額、つまり六十一年度とはほぼ同じぐらい、こうした場合の算定でございます。

○山田謙君 無利子無担保とは言いがた、貸す金ですから当然返ってくることを考えると、絶対額をどんどんふやしていく、一般会計なり、競馬会からでもいいですけれども、とにかく入れれば原資そのものは広がっていくわけですが、大体、幾らくらいにすればいいというお考えですか。

○政府委員(関谷俊作君) これは将来になりますと、六十一年度以降のどのくらいの貸付枠を設定するか、これはこれから今年度の実施状況等も見ながら設定していくわけでございますので、仮に六百億という数字をずっと続けまして、その間は国庫からの国費のいわば繰り入れ、繰り入れという財源というものは必要ないわけでございます。ある時点までいくといふゆる自転と申しまして、償還金で貸付新規財源を賄えるようになるわけでございますが、これはあくまでも貸付枠をどういふふうに設定するかという先のことも関連します。今現在時点で何年ぐらいいなれば自転するか、あるいはその時期での農業経営基盤強化措置特別会計でこの関係の資金としてどのぐらいのものが残高になるかというのとはなかなか計算しにくい状況でございます。

○山田謙君 こういう事業をするからにはある程度の見通しを持って、大体この程度集まれば後は自転でいいんじゃないか、こういう考え方が当然あつていいと思ふんです。特にこの百五十億という金、六十一年度と六十一年度は百五十億が競馬会からいただける、こういうことである程度見通しはつくんだけれども、そうするとそれ以降はまた競馬会から、百五十億か何億か知りませんが、

いずれにしても御協力を願わなきゃこの貸し付けがうまくいかないというふうなことになる、ある程度は見通しがないと困るんじゃないかと思ふんです。そこら辺、そのときになってまた困れば競馬会にお願いすれば、競馬会のことだから、どこからかひねり出してもらえんというふうな安易な気持ちでおられたら困ると思ふんです。こゝら辺どういふものですか。

○政府委員(関谷俊作君) 今回の六十一年、二年の資金計画は、これはあくまでも中央競馬会から百五十億円の御協力が得られる、それぞれ百五十億円得られるということと、それから現在のこういう農業情勢でございますので、この数年間という、当面の改良資金による需要と申しますか、農政上の必要性が非常に高い、こういう両面を勘案したわけでございます。もつと先の方になりますと、単純に六百億を前提に毎年貸すということになりますと、十年近い期間の間によりやく自転をする状況になるという計算になるわけでございますけれども、この辺のところは、農業改良資金を今後も運営しまして、資金所要額がどのくらいになるか、その場合、特に従来の貸付実績なりこの資金に対する農家の需要と申しますか、それがどの程度になるか、この辺を見きわめた上で対応したい。私もあくまでも今回中央競馬会からこういう形で納付金をいただいた、こういうことはただ安易にそういうことを前提にするということではなくて、あくまでも中央競馬会の方の格別の御協力によって得られたものだ、これを毎年のように今後も安易に前提として資金計画を考へるといふような態度であつてはならないと考へております。

○山田謙君 やつぱりこういう貸し付けをやるからには、ある程度政府として、政府といひますか、農水省として考へている成算ですね、それについてどのくらいお金をかけたんだ、そうすれば大体お米はこのくらいふえるだろうし、あるいは経営規模はこのくらいに拡大するであらうとか、あるいは農業後継者の育成にはこれだけプラスに

なるだろうというような、そういうものがあつて
それぞれの貸し付けをするんじゃないかと思うん
です。そこでお願いしたいのは、生産方式改善資
金、あるいは経営規模拡大資金、農家生活改善資
金、後継者育成資金、これをそれぞれに分けて、
どういうねらいでもってどのくらい貸し付けを行
おうとしているのかということをお教えしてくださ
い。

○政府委員(関谷俊作君) お尋ねのような資金の
種類がございまして、生産方式改善資金は、従来
技術導入資金ということで、どちらかというと一
つの個別技術といていいか、割合狭い範囲の技
術導入というような感じでの資金だけでございま
したが、それに加えて、六十年年度の改正によ
って、文字どおりもう少し広い意味での生産方式
と言へるような内容を加えることによって一連の
技術とセットで導入する、それによって野菜、畜
産その他部門別の振興というか生産の合理化を図
ってコストの低減を図っていく、こういうような
趣旨のものでございます。

それから農家生活改善資金は、従来からござい
ますが、農家生活における改善のための一つの新
しい技術を中心とした農家生活の改善の面
で、この中には御承知のような高齢者活動資金と
いうような、農村社会における高齢者の方々の活
動を活性化させる、こういうようなことも含めまし
た幅広い生活改善の手段でございまして、

後継者育成資金につきましては、後継者の方々
が一つの部門を新しく始めるとか、そういうよう
な形でこれから本格的な農業経営に乗り出すい
わば一つの踏み台としてこの育成資金を使ってい
く、こういうことでございます。

なお、資金の種類としましては、六十年年度に新
設されました、このほかに経営規模拡大資金とい
うのがございまして、これは主として利用権設
定、貸付方式による規模拡大、これを促進するた
めの資金でございまして、

なお、資金枠でございまして、昭和六十一年度
について申し上げますと、全体が五百九十七億円

でございます。生産方式改善資金四百三十五億
円、経営規模拡大資金十二億円、農家生活改善資
金四十億円、農業後継者育成資金百十億円、こ
ういう計画をいたしております。

○山田謙君 皆それぞれなかなか意味のある貸し
付けであつて、非常にいいことだと思つてい
ますが、資金需要の方を考えたとき、どうも
果たしてそんなに需要があるのか心配になつてく
るようなことがあるわけですね。試みに五十七年、
五十八年、五十九年と貸付枠と実際に貸し付けら
れた金額、この実績を見てみますと、どうもそう
なつていない。五十九年度について見ますと、貸
付枠が百八十億ある、これに対して実際に貸し出
した金は百十六億くらいですね。ただ農業生活改
善資金というのは五十億の枠に対して五十二億が
借りられて、それから後継者育成資金につきま
しては、これまで百二十億枠があるんだけれど
も、実際に貸し出したものは九十二億一千八百
万、全体として見た場合に三百五十億の枠がある
のに対して二百六十一億しか貸し出しが行われて
いない。これは五十九年度でありまして、五十七年
度、五十八年度、五十九年度を見ても大体同じよう
な傾向が見られます。農家生活改善資金というの
は枠よりも多く借りられて、五十九年度で五十二億
と、あとの方は必ずしもそんなものではない。六割か
ら七割くらいしか実績がないわけですね。あとの
金は余つていて、という状態です。そういう状態の
中で、来々、競馬会からせつかく百五十億
円いただいても果たしてそれがいっぱいはいっぱい
に借りられるかどうか。この辺心配になるわけ
ですけれども、そこはどうでしょうか。

○政府委員(関谷俊作君) 改良資金の貸付実績に
ついては、先生のお挙げになつたような数字の状
況でございまして、この三年度は特にいわゆる自
転しておつた時代でございまして、国からの資金造
成のための補助金を交付していない時期でござい
まして、既に造成された財源で貸し付けを行つて

いた時代でございまして、そういう意味で直接国
の財政措置とはリンクしていない時期でございま
すが、この時期を見ますと、いろんな原因がござ
いますけれども、私どもの対応として見ますと、
従来貸付対象として見ていた技術がある程度普及
定着をしてきたというところがありまして、当初予
定したような貸付需要があるかどうかということ
でございまして、どうも実際にはそこまでいかな
かつた。これから普及段階に移行すべき新技術、
改良技術、こういう意味で新しい技術に対応する
資金種類と申しますか、そういうものの設定とい
う意味での私どもの対応がまだ十分に行われてな
かつた、こういう面もあるんじゃないか。

なお、これは一つの見方でございまして、それ
も、稲作の不作の時期であつたりいたしまして、
どうも投資意欲が少し低下していた、こういうこ
ともあるのではないかと。それからもう一つは、こ
れは仕組みの問題でございまして、この時期は
農政の過不足がございまして、過去これぐらいの
需要があるだろうと思つて資金造成をしたが、
実際にはその後の状況でかなり資金枠を余した、
こういうような農政の過不足、特に余りの方
がこういうような貸付枠を下回るといふ実績が出
たのではないかと。今申し上げましたような諸原因
に即して、六十年年度以降改善を図っていきたく
いふことで対応することをお願いいたします。

○山田謙君 せつかくこういう貸付枠をつくつて
お金を貸していても、肝心の借り手が十分借り
てくれないで、お金を余してしまふというふうな
こと。これは五十七年から三十三年度全部同じ
傾向があるわけ、それから六十年、六十一、六十二
年とずっとやっていくんで、さっき言つたように
枠をふやしてあるいは原資をふやしていくの
も結構ですけれども、実際に借り手がなけりや
何にもならない、宝の持ちぐされということにな
るわけですね。

その原因として今局長二、三挙げられたけれど
も、よく意見としてあつちこつちから聞かれるの
は、この資金貸し付けの枠、限度といふんですか、
これが非常に中途半端で困る、本当に借りたいと
いう人はこの金額じゃ足りないんで、もう少し限
度を上げてもらえないかというところ。もう一つ
は、償還の期間が短過ぎる、もうちょっと長く、
最低十年くらいに全部してもうたえないかといふ
うなところ。そうすればこんな余すようなこと
はなくていいじゃないか。借りられるようなこと
になるんじゃないか。こういうことを言う人が
いますけれども、その辺はどんなものですか。

○政府委員(関谷俊作君) 貸付条件のうち特に
大事な貸付限度の問題が第一でございまして、
現在の方式は、御承知のように、一種の標準資金
需要額を国が定めて、それを基準として県が
それぞれの県の実情に即した事業単価を定め、
それに一種の貸付率、一般には八割、畜産振興資
金は九割を乗じておられます。このもとになりま
す標準資金需要額でございまして、従来からござ
いまして、現在この主体になつておられます
でございまして、現在の主体になつておられます
生産方式改善資金の中の四資金種目は六十年
度時点から実態に即して設定したわけではござ
いまして、五十五年、五十六、五十七、五十八、
五十九、六十年、六十一、六十二年の五十年
間、設定をいたしておりました、これから私ども
実情に応じて必要に応じて改定するといふ基本
的な考え方を持っております。五十五年
度以降は一応物価動向等では余り大きく引き上
げなければならぬという状況はないというふう
に考えておりますけれども、いざにしましても、
今後の需要に応じて対応ということ、この標準
資金需要額の改定問題について十分検討してま
いりたいと考えております。

次に償還期間でございまして、現在の期間にし
ましたのは、従来の技術導入資金について五十二
年度に五年から七年に延長しております。それか
ら六十年年度においては、生産方式改善資金のうち

の畜産振興資金等につきまして十年というようなことにしております。現在のこれらいわゆる新技術等の導入に要する償還期間としては、当面このぐらゐの期間であれば実態的に対応できるのではないかとこのように考えておりますが、この点も一つの需要に対する十分な対応という面では、今後の問題としては常に状況に応じて十分注意してまいりたいと考えております。

○山田議員 私は、個々の標準資金需要額については、これは少ない、あれは多いとかという考えは少ないんですけれども、どうもそういう意見が非常に強く、あつちこつちから聞かれるものから、ぜひ考えてやっていただきたいというように思います。特に、ことし競馬会からの御協力で大福に原資もできたわけですから、せっかくいただいたものを余すようなことがあつては申しわけないわけですから、ぜひひとつそういう方向で考えていただきたい。そして、仮にも資金がダブつて余つて困るというふうなことのないようによく指導していただきたいというふうに思います。そこで、お聞きしたいんですけれども、借りたものですから償還をしなければならぬわけですが、償還状況はどうなつてますか。

○政府委員(関谷俊作君) 償還状況は、全体として見ますと、極めて良好と言つてもいいのではないかとこの状況でございます。逆に申しますならば、いわゆる未償還、滞納がどのぐらゐあるかということになるわけでございます。現在私どもの把握しております数字では、昭和五十年以前の貸し付けで未償還のものが全体で二千六百万円ぐらいでございます。五十一年度以降のものについては、若干まだ年度が新しいので、これらを加えました五十九年度末の償還金延納状況を申し上げますと、三億二千百万円ぐらいになるわけでございますが、全体の貸付金額等から見ますと、この数字としてはまだ償還が非常に円滑にいつてないという状況ではない、かように考えております。

○山田議員 農業改良普及所なり農業委員会というところがかかなり綿密に調べて、そして返

す実力のある人を確めた上で貸しているから大体償還はうまくいっているように私も感ずるんですが、そういう焦げついた場合に、あれは無利子無担保ですね、保証人は要するということになっておるんですけれども、そういう場合に保証人がかわつて払つてやるというふうなケースはかなりあるものでしょうか。

○政府委員(関谷俊作君) 保証人による支払いの例は極めて少ないというふうに承知しております。大体本人がお支払いになられるわけでございます。私どもの承知しておりますのは、農業後継者育成資金の場合に、保証人に親がなりました。その親がかわりに支払つたという例はございまして、全体としては一応保証人ということに立っていただけて貸し付けておりますけれども、実際に本人支払いがほとんど全部である、こういうふうな承知しております。

○山田議員 そこで、競馬会にお聞きしたいんです。お聞きになったようなことで、理事長さんの方としては、いわば取られる側ですけれども、こういうことについて今ずつという話をされてきたわけですが、どういうふうにお考えですか。つまり、第一国庫納付金、第二国庫納付金を納めていく。さらにそのときそのときの都合によつて取られるというふうなことに、これは非常にいいことだと思ひになるか、困つたものだと思ひになるか、この二つしかないと申すのだけれども、どちらですか。

○参考人(澤邊守君) 競馬会はこれまでも既存の第一国庫納付金及び第二国庫納付金の納付を通じて、六十年度は、先ほど先生のおっしゃいましたように、千九百七十二億円ということで、五十五年以降大体千七百億円台ですと来ておりまして、昨年はふえたわけでございます。そういうことで国庫財政に寄与しておるわけでございます。今回、六十一年度予算編成に際しまして、第一、第二国庫納付金のはかに特別に、ただいまま

でお話ありましたような三百億について納付することの協力要請がございました。私もといたしましては、改良資金という農政の重要な施策を進めるために、今の財政事情のもとで緊急に財源を確保する必要があるという農政上の強い御要請にかんがみまして、また私どもの中央競馬会の特殊法人といひますか、政府機関という性格からいひましても、できる限り政府に御協力を申し上げるという観点から、中央競馬会の財務状況あるいは業務の状況等を考えまして、私も経営努力をいたしますれば、三百億を二カ年にわたつて特別に納付いたしまして、何とか事業運営に支障は来さなくて済むのではないかとこのように考えて、六十一年度、六十二年度限りの特別措置という前提のもとに御協力を申し上げることにしたわけでございます。

特別積立金を取り崩して納付するわけでございますが、特別積立金というものは、私どもの経営の努力もございまして、馬主とか調教師とか騎手とか、それぞれ競馬サークル全体の関係者が、生産者を含めてでございますが、いいレース、充実したレースを展開するためにいろいろ努力して参画する、その結果として利益が上がつたものの半分が積み立てられるということでございまして、これは競馬の円滑な運営あるいは今後の発展のために使われることを皆さんが期待しておるわけでございます。そういう意味から申しますと、私どもは今は第一納付金、第二納付金といふこれまでの既存の恒久的な制度の中で御協力していくのを原則としたいというふうに考えております。

○山田議員 そこで理事長さんにお伺ひしたいのは、売り上げ、売得金というんですか、この売り上げがずっと年を追つて少しずつでもふえているように思ふんですね。今後の競馬会の運営として、この売り上げをさらに伸ばしていく、またそういう情勢が現実にあるんだというふうにお考えかどうか、その辺はどういうものですか。

○参考人(澤邊守君) 私どもの業績の中心でございます売得金、売り上げでございますが、六十年

度はおかげさまで大変好調でございます。売り上げ全体といたしまして九分前年度より伸びました。前年の五十九年度は五十八年度に對しまして約四分でございます。その前は余り好調ではございませんで、ほぼ横ばいに近い、微増でございますけれども、続いておつたわけでございます。一昨年、昨年と大変好調でございます。大変喜んでおるわけでございます。

今後の見通しということにつきましてはなかなか数字をもつて申し上げるのは難しいわけでございますが、御案内のように、最近レジャーに対する需要というのは国民生活の向上といひますか、あるいは余暇時間の拡大といふようなことに伴ひまして非常に伸びておりますが、非常に多様化しております。その中で競争は非常に激しいわけでございます。そういう中で私どもの競馬のほか競輪とか類似的の公営競技全体は、若年層に若干公営競技離れといふような現象もございまして、なかなか厳しい状態でございます。私ども以外はなかなか業績が伸びない、減つておるところもあるわけでございます。

そういう中で中央競馬だけはひとりおかげさまで順調で来ておりますけれども、今後のことを見ますと、競馬といひますのは一種の興行というふうな性格を持つておりまして、ファンの方は、なかなか流動的といひますか、移り気と申します。新しいものに飛びつくという面がございまして、全体としては他の事業に比べれば不安定性といふものを本質的に持つておるといふように思ひます。そういう中で、特に競馬場の場内への入場者が私どもにおいてもやや微減傾向をたどつておりまして、とまるところまでまだいっていません。いろいろな努力はしておりますけれども、そういうこともございまして、また公営競技全体は、私どもを除いていろいろ経営の立て直しに御努力なさつておるところで、そのためには、私どもはやや先行しましたけれども、場外の発売といふことにかなり重点を置いて努力をなさつております。経営の立て直しといふことは敬意を表す

るわけですが、これはある意では公営競技相互間の激しい競争が一層激化するという結果にもなるわけですので、私どももいたしましても、将来の売り上げについて、こころ、二年のように好調が続くという事は必ずしも樂觀でないのではないかとこのように思っております。

それからもう一つ、競馬の特殊事情といたしまして、通常のそういう経営の波というもののほかに、例えば馬の伝染病など集団的に発生しますと、かなりの期間競馬の施行をストップせざるを得ない。また、最近では非常に少なくなりましたが、とんどございせんけれども、騒擾事件が起こるとか、あるいは天候、気象異変によって競馬が施行できない、大雪でも降りますとたまたまそこそこは施行できないというところがございますが、まあ短期の間はいいんですが、そういう中期の、中期といえますか一定期間、数ヶ月間競馬がとまるというふうなことも全くないことはないわけでございますので、そういうときに備える準備もしておかなければいけないということからいたしますと、一般的な不安定の上にもう一つそういう要因を抱えております。

〔理事星長治君退席、委員長着席〕

したがって、私どもも将来必ずしも樂觀視できないとは思っておりますので、今後とも施設を整備したり場外の売り場を拡張したり、あるいは新設をしたり、PR、宣伝も大いにやるなどいろいろいたしまして、できるだけファンの方に楽しんでいただく、幅広く楽しんでいただく、それによって売り上げもふやして国庫にも寄与するという努力はしていきたいと思っております。

○山田譲君　そういう努力をするにつけても、この施設設備みたいなものはできるだけ改善して皆さんに快適に利用してもらうようにしなきゃいけないと思うんです。そこで現在いわゆる特別積立金の累計額というのを見ますと、六十年度で約四千億、三千九百億ぐらいはあるようですね。これはもちろん全部金になっているわけじゃないん

で、いろいろ施設に変わっているものもあると思わなければならない、その内訳をちょっと教えていただかせませんか。

○参考人(澤邊守君)　特別積立金は六十年度末で三千九百四十八億円となっております。私どもは年度を暦年でやっておりますので、昨年の十二月末という意味でございます。

その内容は、積立金という名称でございますけれども、その大部分は、競馬開催に必要な競馬場外とか、あるいはトレーニングセンターとか、場外の売り場の施設その他馬場の施設とか、あるいは厩舎とか土地とかという固定資産になっておまして、その固定資産化しておりますのが二千九百五十七億、四千のうちで約三千というところでございまして、残りが預金なり有価証券、短期の有価証券という形で流動資産を持っておりますのでございまして。その流動資産の額が九百九十一億円でございまして。ただ、この流動資産の中には六十年度の事業で六十一年度に繰り越しております施設工事に支出を予定しておりますものも八十六億円ばかり入っておりますので、それは間もなく固定資産化するわけでございます。それを差し引きますと九百五億円ということになります。他方、この固定資産の中に経理はされておりますが、長期の国債その他の有価証券でございますが、これはいざとなれば流動化できないわけではございませんので、流動可能な長期有価証券が四百七十四億円ばかりということで、九百一億円の四百七十四億円を足しますと一千三百七十九億、これが特別積立金の中で流動的な資産といえますか、いざというときには現金化できる資産ということに保有しているものでございまして。

○山田譲君　今聞いた程度の流動資産で、その中から三百億ごとと来年度で取られるということですね。それは相当大きな金額ではないかと思わすけれども、その辺はどうですか。

○参考人(澤邊守君)　この流動資産一千三百八十億円ばかり持っておりますと申しましたが、どういう目的で持っているのかということでございます。

私ども先ほど申しましたように、経営的に非常に不安定な性格の事業でございますので、そういう不振になって欠損が出るというふうなときの準備、そういう中でも特に長期間競馬施行が不可能になるというふうなことになる場合、それは年度末には欠損としてあらわれてきますので、そういう不測の事態に対する準備金といえますか、そういう意味で持っておるというもので、そういう目的のもの。

もう一つは、設備投資を今後、これまでもやっておりますし、今後も一層やらなければいかぬと思っておりますが、そういう必要な設備投資に充てるための資金、準備金という性格なり目的を持っておるものでございまして。私ども設備投資をして施設を改善し快適にしていく、あるいはデラックス化していくというのには最近の傾向としてはどうして必要になってきているわけですが、そういうこと、普通の企業ならば増資をするというふうなことが考えられるわけでございますが、私どもは増資の規定が法律上ございせん。資本金は当初の四十九億円のままでございまして。

したがって、この特別利益の半分を積み立てた特別積立金というのは通常の場合なら自己資本に相当するものとして将来の事業の拡張の資金に充てる、設備投資その他の拡張のための資金に充てる、そういう目的を持っておるものだというふうな理解しております。特に私ども国からは助成あるいは特別な低利融資というのは一切受ける道はございませんので、独立採算でやっていかなければならない。その中でも増資規定がないということからいいますと、一千三百七十九億というの、えらいたくさん持っているじゃないかというふうにあるいは見られる場合もありますけれども、そういう自己資本の充実をして、それによって将来の発展を期するための必要な設備投資等をやっていく、そういう意味で持っておるものでございまして、先ほどもお答えしましたように、今後設備を一層高級化いたしますか、改善していくということが今後の発展を図るためにぜひ必要

だということ、私どもも積極的に思い切った投資をしていきたいというふうに考えております。そういう点からいいますと、現在の一千三百七十九億から三百億を二年間にわたって納付した残りというものは、必要最小限度のものではないかというふうに考えております。

○山田譲君　競馬というのは非常に複雑ないろんなシステムがありまして、競馬会を取り巻く人たちは、一般のファンはもちろんなことですが、馬主というふうな人がある、さらに調教師というふうな存在もあるし、騎手もいます。そういう複雑ないろんな関係があつて競馬会を運営していくのは非常に難しいことだと思わすけれども、うんと上の馬主なんかになりますと、大変お金持ちが多いと思うけれども、一般には大体普通のサラリーマンが多い。中には本当に貧窮といえますか、いわゆるマルビ階級と称される人たちがまた案外血道を上げて競馬をやる、こういうふうなことがいろいろあるんですけれども、そういう中であつて理事長さんの基本的な方向として、競馬をどういう方向へ持っていく、どの辺の人たちに楽しんでもらおうという基本的な考え方があつたら教えていただきたいと思ひます。

○参考人(澤邊守君)　日本の競馬は世界の競馬の中でも特殊な面がございまして、発祥の地であるイギリスあたりは、今先生おっしゃったように、貴族なり大変富裕な階級が、女王様も馬を持っておられるくらいですから、馬主さんというのは大変富裕階級である。日本の場合ももちろんそれ相当の資産がなければ持てませんけれども、諸外国に比べれば非常に大衆化しておる、少数のお金持ちが馬を持っておるということではない、比較的大衆化されておる。またファンも特定の層だけではないに、広く国民の多数の方が楽しんでいただけるという意味で大衆に支えられておる競馬だという特色を世界の中でも一番持っている方の一つじゃないかというふうに考えております。そういう意味で、私どもファンに対するサービスということが非常に大事なことだということで、そこに

重点を置いて進めておるわけでございます。

そこで競馬というのは何だと言われますと、私はレジャーであり、娯楽だと思えますけれども、いろいろな面を持っておりまして、スポーツ性も持っておりますし、それからゲーム、いろいろな資料を集めてデータ分析して推理して的中させるというゲーム、その上にお金をかけるということとかけ事、それからああいふ競馬場あたり自然環境がきれいでございまして、そういう中で人間がつくった最高の芸術品と言われる馬の美しい競走を見るところは、レクリエーションとしても、自然に触れる、動物に触れるという意味で大変いい娯楽ではないか、そういうこと、あるいは社交の場だという意味でいろいろな要素を持っておりまして、私どもは国民幅広く大勢の方にそれぞれの楽しみ方をさせていただきたいんじゃないか。余りかけ一点張りじゃなくて、スポーツとして楽しむ方もあり、あるいは社交場として利用される方もあり、レクリエーションとして家族でお楽しみいただく、別に競馬の馬券を買っていただくだけでなく結構であるというふうなつもりで幅広く国民の方に楽しんでいただく。明るくて美しく楽しくといえますか、ゆとりのある競馬といえますか、かけ事の要素を持っておりましても、余り射幸心をあおって、過熱して社会問題なり、家庭問題を起こす原因になるような事態というのは、これは好ましくありません。そういうことからマイナスのイメージもつきまわっている面がございます。これは非常に最近では少なくなってきたておりますけれども、まだ少し残っております面がございます。そういうことだけに余り力を入れないようにしてやっていったらいいのではないかと意味で、国民の老幼男女を通じて幅広い国民の健全な娯楽として伸ばしていったらいいのではないかと、いうふうに考えております。

○山田謙君 時間がないものですから、いろいろ聞きたいんですけども、この辺にしておいて、一つの人が労働組合をつくっている。こういう

方は、調教師の組織があつて、その人たちが団体交渉して労働条件を決めていくということに一定なっているようです。まずお伺いしたいのは、この時の春闘はどうであつたかということをお伺いしたいと思つております。

○参考人(澤邊中君) この時の春闘は日本調教師会と厩務員の労働組合、これは三つございまして、けれども、これとの間の自主交渉が行われまして、現段階では円満に妥結して解決をいたしました。その過程におきまして、せんだつての日曜日に卓月賞という非常に大きなレースがあつたわけでございますが、その前後、当日を含めまして予定してストライキに入るといふような通告を労働組合側が出すというふうな経過もございましたけれども、最終的には四月十一日に実質的に円満妥結をいたしました。最近ではほとんどストに至るというところはここ数年来ございませんので、比較的労使関係は円満にいつているのではないかと、いうふうに思っております。

なお、御参考に申し上げますと、春闘の要求はいろいろございましたけれども、ベースアップについては、基本給において四・五九％の引き上げというところになりました。そのほか大きなこととしては、細かくいろいろございまして、諸手当の引き上げとか、あるいは年末年始の休日を一、二日ふやすというところが主要な内容としたしまして妥結したわけでございます。

○山田謙君 聞いてみますと、確かに賃金については調教師の組織と話し合ひである程度決められるけれども、何かボーナスとかあるいは退職手当、その他の手当みたいなものですね、これになると全く調教師の人たちには力がない、実質的にはそれは調教師が競馬会に頼んで競馬会に出してもらつていふというふうな話を聞いたんですが、それは本当ですか。

○参考人(澤邊中君) 厩務員は調教師が雇用主でございまして、本来人件費は雇用主が全責任を持っております。ところが原則であるべきだと思いますけれども、これまでいろいろな経過もござ

いましたし、また競馬の関係者の調教師、厩務員、あるいは馬主さんもそうでございまして、騎手、すべて収入の源泉はどこにあるかということになりますと、結局私どもの売り上げから直接、間接にございまして、賞金を通じていくのが一番多いわけでございます。そういうことになっておりまして、その他の収入というのはそれほど期待できないわけでございます。私どもは厩務員の雇用主ではもちろんなくて、また労使関係の当事者ではもちろんないわけですが、他の場合と違ひまして、今言いましたような関係から私どもが人件費の一部につきましても負担いたしております。これは期末手当、家族手当、勤勉手当、住居手当という手当の一部、退職金につきましては全部私どもが負担しております。そういうことを続けておるわけでございます。

特に、退職金についてどうして全部競馬会が負担しておるのかということ、厩務員の定年は六十五歳になっております。調教師の方がやめられたり亡くなられたということになりますと、そこに雇用されております厩務員は他の厩舎の調教師のところに転厩をするということが保証されておるわけでございます。そうしますと、もう間もなく定年という方を新しく雇つた調教師は、定年になると相当額の退職金を払わなければならぬということとだとなかなか転厩を受け入れがたいというようなことにもなりかねなくて、不公平な面もございまして、そういう点もございまして、退職金につきましては個々の調教師の負担にするのは必ずしも適当ではない。また調教師は、競馬は優勝劣敗の世界でございまして、賞金の中から進上金というところで馬主から交付されるのが収入の大きな割合を占めておるわけでございますが、これは人によって非常に差があるわけでございます。したがって、給与は自分で全部責任持つて払うといふにしても、人件費のうちの一部分については同じように全部調教師が負担するというのでは、厩務員に不安定といえますか、不公平といえますか、というふうな面が免れなくなるおそれがある

というふうなことも考えまして、助成を行つておるところでございます。

○山田謙君 労働者にお願ひします。

古くして新しい問題として、労使関係の問題が厩務員と調教師の関係であるわけですが、今ちょっとお聞きしたように、大休賃金については間違ひなく調教師の権限でやっております。しかしながら退職手当、それからボーナスについては全然調教師に権限はない、そういうことですから、たとえ団交をやつても当事者能力がほとんどその限りではないと思つておるんです。結局、競馬会と相談して競馬会が出す、こういう格好になる。こういう団体交渉が労使関係法上の団体交渉と言えるかどうか。その辺は労働省の見解としてはどうですか。

○説明員(廣見和夫君) 実態につきましては今私もお伺ひしたところでございまして、ごく一般的に申し上げまして、普通、団体交渉は、当然のことながら、雇用関係の当事者の間に行われるというところになるわけでございます。そこで、使用者がいろいろの事情がございまして、これまた一般的に申し上げまして、何らかの意味で第三者から援助を受けるということもあろうかと思ひます。そういう意味で実質的な当事者能力が実態的には狭くなつてきているという面も現実にはあるわけでございます。例えば通常の場合では親会社と子会社、親会社が子会社に何らかの援助をする、あるいは子会社が資金を決めるときは親会社と相談する、あるいはケースによつては銀行等の事実上の指導を受けるというふうなこともございまして、しょう。しかし、そういう何らかの援助を受ける、あるいは何らかの相談をするということがございまして、それは実態的な問題でございまして、そういう援助があるからと申しまして、それが直ちに法的な意味での労使間の当事者性あるいは使用者の当事者能力を否定することにはつながらないのではなからうか。労働法におきましては当該使用者と行うことを想定しておる。したが

ってその使用者が責任を持って団体交渉にに応じていく。実態として、使用者がいろいろな形で、今申し上げましたような例で援助を受けたら、相談することがあったとしても、使用者が労働組合と対するときは、責任を持って話し合っていくという仕組みを労働法は基本的に想定しているのはなからうかというふうに考えております。

○山田譲君 それは確かに法律上というのか、一応形式的な面ではそういうことだと思ふけれども、今お話を聞いたように、親会社が子会社を縛るとか、親銀行が何か文句を言うとか、そういうのの違いは、賃金は調教師が決めますし、一般の賃金ですね、しかし退職手当やボーナスは競馬会が決めてくれるんだというふうになっていて、調教師がもし出たというふうになっていて、その限りにおいては全然交渉能力がない人と組合は交渉しなければならなくなるわけですね。そこはわかるでしょう。ですから法律的に言っても、そこは非常に難しい問題で、私は何かどこか、組合側からすれば、労働条件というのはすべて問題につながるわけだから、何も一般の賃金だけではない。退職手当を幾らにしてくれとか、あるいはボーナスを何カ月くれとかという話は組合側も調教師もあきらめていて、その団交でやっても決まらないというので、そうなりますと、その限りでは団体交渉とは言えないんじゃないかという感じがするんですよ。そこら辺どうですか。

○説明員(廣見和夫君) 実態面と法律の建前との間の非常に難しい問題だろうと思うわけですが、労働法は、繰り返しになるかもしれませんが、労働者を雇用している使用者との団体交渉を想定している。その使用者を越えて実質的に話し合いの中心に影響ある人との交渉を認めていくということになりますと、だれが使用者としての立場になるかわからなくなってくる、不分明になってくるという点もございまして、あくまで使用者と交渉する、使用者が交渉の当事者に立つというふうな割り切っているものだというふうに私

ども理解しております。実態的に詰めてまいりますと、今先生の御指摘のようなケースももちろんないわけではございませんが、私ども、使用者といたうのは通常の場合一人であり、それは実態的には決められないけれども、それは使用者と話し合っていたら、あとは使用者と第三者との関係、例えば援助、確かに実質的には仮にボーナスあるいは退職金について九分第三者から援助を受けるということがあったとしても、その決定というものは当該使用者と労働組合との間において行われていく。その援助を受け入れることは、使用者の責任といえますか、使用者の権限において、あるいは使用者の立場において第三者から受ける。その受けたものを労働組合との間で決定していく。法律的にはこのように整理して考えなければいけない問題ではなからうかというふうに私は考えております。

○山田譲君 そこで、使用者とおっしゃったけれども、使用者性が法律の解釈論として僕は問題だと思ふんだけれども、使用者性が調教師について完全だと言ひ切れるかどうかの問題だと思ふんですよ。ですから名前が使用者だからすべて使用者だというんじゃない、実際の問題として実態を見て、これは使用者であるか使用者とは言えないとかというところは、むしろ実態論から出てくるべき問題じゃないか。ただ名前が使用者と書いてあるから全部使用者だというのは、そもそも団体交渉を憲法で保障されているというところは、労働組合があつたか話をすれば話がつくというところを前提として団体交渉というものは成り立っていると思ふんですよ。だからあくまでも話し合いて決めていくわけですよ。ところが話し合いて決まらないというふうなことがあつたら、これは使用者の使用者性が一〇〇%ないというふうな考えざるを得ないと思ふんですよ。だから、ただ使用者という名前さえ書いてあればそう言えるか、そんなに形式的なものかどうか、労働法の解釈として、そこら辺どうですか。簡単にいいです、もう時間がないですから。

○説明員(廣見和夫君) 先生御指摘のとおり、使用者が要するに雇用関係の当事者にあるかどうかは、単なる形式的な契約の存在だけではなくて、あくまで実態的に判断しなければならぬものであるというふうに私も思つております。したがって、あくまで実態の判断だと思ひますが、その実態の判断に当たりましては、必ずしも一〇〇%使用者が決まらなければならないというふうな判断は非常に難しい問題が出てまいらうというふうに思ひますが、あくまで実態的な判断が必要であるということは、私どももさう思つております。

○山田譲君 この問題は、どうも難しい問題だけれども、私の希望としては、ですから何らかの形で競馬会も、そういう競馬会の問題について、競馬会も団交に出るくらい積極性があつていいんじゃないか。それが本当の団体交渉になり、憲法が保障している団体交渉権というもののじゃないかと思ふんですよ。そこまではっきりわかつていないんだ。ですから、それを私の希望として申し上げておきたいです。それと、それから、それから非常に難しい問題だとは思ひますが、そこら辺、理事長さんにもよく御検討をいただきたいと思ふんですよ。

時間が来たのでこの辺でやめますが、最後に大臣、いろいろお聞きになっておわかりだと思ふんですよ。一つの問題としては、財政上、非常に安易に競馬会から召し上げるというふうな気持ちの問題、これがいいか悪いか、当か不当かというふうな問題、それから競馬会についての運営、非常に難しい問題がいっぱいあるようですよ。けれども、今聞いた限りでも、いいですよ。その辺については大臣のお考えを聞いて私の質問を終わりたいと思ひます。

○国務大臣(羽田孜君) 今、競馬の内容、特に労働者の問題ですか、そういう問題につきましても、私どもも実は初めてお聞きするような問題も

ありますけれども、こういった問題も、健全な競馬あるには本当に国民から理解されるものにするために十分気をつけていかなければならぬ。確かに国の方の資金が足りないからという事で安易にあれするということについては、やっぱり私たちも慎重でなければいけないものを振興する、それが一つの競馬会の今日あるまででございますので、そういう面を理解して、今度の場合のような臨時特例措置といひますが、こういったことでもやむを得ざる措置としてお願いをしたということについて御理解をいただきたいということ。

それから競馬というものは長いこと我が国の歴史の中でも健全に発展してきておりますので、先ほど理事長からもお話がございましたとおり、明らな競馬場、そういう中で好ましい競馬の内容というものの、ただそこで金銭をかけてどうこうというだけではない、人間がつくった最高の芸術の走る姿を見ながらそこでみんなが楽しむ、家族ぐるみで楽しむ、そんな雰囲気というものがつくっていく必要があるんじゃないかというふうに思つております。

そういう意味で、私どもとしても、これからの競馬会が健全に発展していくように、いろいろな角度からお互いに話し合つたり、あるいは監督をしていきたいというふうに考えております。

○山田譲君 終わります。

○菅野久光君 私、初めに大臣の方から御報告のありました日漁業交渉の件について御質問申し上げます。

何はともあれ、訪ソされましたことについて本当に御苦労さまでございました。しかし大臣が行つて何かいい結果を生むのではないかと期待が大きかっただけに失望もまた大変大きい。このことについては十分御認識になつていられると思ひますが、本当に関係者が心配していただいた以上の惨たる結果に終わったということだと思ひます。漁獲の割り当て量が十五万トン、これは年間に換算すれば二十万トンとも言われますけれども、

いすれにしろ昨年の六十万トンから見れば三分の一、または四分の一にすぎないわけであります。このような状況でありますから、ことしの漁獲の実績というのはこの割り当て量をかなり下回ることになるだろうというふうに思います。

ソ連の水域は、厳しい気象条件のもとで、幾多先人が悪戦苦闘しながら、文字どおり命をかけて切り開いてきた漁場であります。北海道や東北の漁民にとって欠くことのできない重要な漁場でありまして、二百海里設定直前の五十一年には、百五十万トンの漁獲量を誇っていたその漁場が、本年をもつて壊滅とは言わないまでも、事実上それに近い状態となつてしまいました。私の気持ちからすれば、まさに喪服を着てこの問題を論じなければならぬような心境であります。

そこで、今回の交渉の最高責任者であり、御自身も訪ソされた羽田大臣に、この交渉の結果というものを今後に生かすためにも、今回の交渉のどこに問題があったというふうにお考えになっているのか、またその見通しに甘さがなかったのか、事前の対策は十分であったかという点について率直な御見解をお伺いしたいと思います。

○國務大臣(羽田孜君)　まず、委員の皆様方の御配慮をいただき私が訪ソしたわけであり、また漁民の皆さん、加工関係の皆さん方、大きな期待を寄せていただいていたわけでありますけれども、私自身も、期待に十分おこたえできなかったこと、私自身も大変遺憾に存じております。

今先生からお話がありました事前の認識あるいは対策等についてでありますけれども、この点につきましては、ずっと今日までの長い交渉経過というものを踏まえながら、非常に厳しい状況にあるということについて私どもも承知しております。また、特に今度の新しいゴルバチョフ体制の中、なかなか資源問題あるいは生産性という点に対して非常に厳しい何か指摘がされたようでございます。そういったものも事前にお聞きしておりましたので、なかなか厄介だということとで、昨年の十二月から交渉に臨んでおったわけで

ありますけれども、その予測のとおり非常に困難なものであったというようであります。

いずれにしましても、だんだん、ずつと厳しくなつてきておるといふ事情がありました。そういうことが言えます。そして、私どもとしまして、私が訪ソいたしましたときに先方に申し上げたことは、まず、北洋の漁業というのは我が国の伝統的なもので、しかもあそここの漁場というものを開発するために大きな役割を果たしてきたはずであるといふこと、それからソ連側の方のいろんな提案といふものを拝見したときに、これはある一部のものについては、まさに今御指摘のような壊滅的なものになる、全滅と言ってもよろしいでしょう、そういうことになつてしまふ。激変緩和といふことが、これはいかなる場合でもあるのであつて、一つの漁法なら漁法、これは底刺し網漁を私は今指しているわけですけれども、こういうたものを全滅させるようなことについては絶対にこれは困るといふことで、この点で特に延々と話し合つたわけでございます。

ただ、先方の方も資源の問題ということで、これは今日までもそうだったことについて日本側と話ししてきたことであって、これについてはまさに党大会のいろんな決議とかそういうものを携へて出しまして、これは一切引くことはできないというところであります。

そういうことで、そのまず第一の問題点というのは、ソ連水域における資源保護の問題で、特に大陸棚資源の保護を図ろうとするソ連側の態度は非常に極めてかたいものでありまして、カメンツェフ漁漁大会でも、業大臣は今申し上げた二十七回のソ連大会でも、資源の合理的利用の問題あるいは保護の問題、こういったものが取り上げられたんだ、だからこれについては私どもとしてもみずからの漁場について一歩も下がることができないんだということ。それからムラホフスキー国家農工委員長、この方にお会いしたときもやはり同様のことを言われておりまして、彼の表現では、我々としては、大陸棚資源を初めとして特別な高価な魚の資源が

大分減つておる、こういつたものを子孫に継承する我々には義務があるんだというような言い方をされながら、これについても相当厳しいことを述べておられました。

そして二つ目の問題は、これはもう従来から話されておつたことでありますけれども、いわゆる日ソ間の漁獲実績、この格差が非常に大きいというところで、ソ連自身も他の国の二百海里から出なければならぬという実態がございます。そういう意味でみずからの海でなるべく漁獲を上げるといふことと、非常にあれししておりました食糧政策の観点から水産物の供給向上を目指しておるといふことで、この間もちよつとどこかで申し上げましたけれども、魚をこの五年間の間に国民に十七キロから十九キロぐらい食べていただこうという実は計画をしておるのだと。いづれにしても、これから我々としては魚たんぱくというものを重視していきたいといふことを強く言っております。そして、そういう中であつて漁獲実績というものが今まで日本と余りにも開き過ぎるというのが、この二カ月、三カ月間あの国においても指摘されてきておるといふことで、この点についてもどうしても譲ることができないといふのが実態であつたわけであります。

そういうことで、私どもとしまして、この問題についてもつと粘り強くいろいろと話し合いたいということとで相当しつこい話したのでございませうけれども、しかし、このまま話してても、この問題については絶対にもうどうにもならないのですということでありまして、他の例えばイカですとかあるいはサバですとか、そういうった魚種に携わる漁民の皆さん方も出漁できないという今日の状況でありまして、このまま延引させることはその皆さん方にも悪い影響を与えてしまうというときに、つらくても苦しくてもここで決断をせざるを得ないであろうということで先ほどお話がありましたような結果になったということでございませう。

○菅野久光君 私は前の委員会のときにも、大臣が訪ソされてこの膠着した状況というものを打開

すべきではないかということを申し上げました。まだその時点では訪ソされるような計画はない、

つて、業界紙によれば「底刺網延縄漁船（一一〇隻）のうち、ソ連水域のみを漁場としている中刑

船二三隻は全面減船、小型船八七隻も過半が減船必至」「沖合底曳一九六隻は、ベルキナ以北と三角水域の禁漁及び東輝太の着定禁止により三分の一程度が減船に迫りこまればよい」というふうに言われております。そうならば二百海里が設定された五十二年以来の大幅減船となるわけでありますが、この点についての水産庁の見通しはどのような点になっておりますでしょうか、お伺いいたします。

○政府委員(佐野宏哉君) 先生今御指摘の中型底刺し網のような場合はソ連水域にしか漁場を持っておりませんから、底はえ縄というようなことを考えるかどうかは別といたしまして、底刺し網としてはだめなものはだめということになってしまいうわけてございます。それ以外のものにつきましては、日ソ双方の水域で操業できるというような事情もございまして、ソ連水域での漁獲割り当て量の魚種別組成とか、あるいは水域別の張りつけ、あるいは許可隻数種がどうなるか、そういうことを見た上で、それをそれぞれ関係業界で調整していただいで減船隻数に翻訳していくということになるわけでございます。現在のところ相当大きな規模になりそうだとすることは疑問の余地のないところでございまして、具体的に減船隻数についておおよその見当をつけられるという段階にはまだ至っておらない状況でございます。

○菅野久光君 大体調査はいつごろになるような見通しでしょうか。

○政府委員(佐野宏哉君) 実は先ほどもある席で北海道の関係者の皆さんと御一緒しておたのでございまして、道内でも例えば沖底船の減船問題と沿岸漁業者との間の調整をどう考えるかというようなことについて、お話を伺っております。大変深刻な意見の相違があるようにお見受けいたしましたところございまして、減船のための調整の過程というものは相当容易ならざる事態であるという印象を受けながらお話を伺っていたような事情でございます。私もとしましては、できるだけ早

く決めていただいた方がいろんな意味で関係者の苦痛が少ないわけでございます。急ぎたいとは思っておりますが、暦の上でめどを立てるところまではちょっと今お答えをする用意はございませんので、お許しをいただきたいと思っております。

○菅野久光君 これは減船も単純なものではなくて、日ソの漁業交渉によって当面出漁できなくなつた船はおおよそわかるわけですね。しかしソ連水域へ出漁できないからといって、それをそのまま減船ということではなくて、できるだけ国内の水域の中で救済をしていくといふことも、いわゆる再編をしていくという努力の中でどれだけ吸収できるか。漁業関係を私もちょっと勉強いたしました。魚種ごとという難しい問題がありまして、片方がいいと言え片方が悪いと言ふような問題があるわけですね。しかし同じ水産に携わる者として、人の痛みを我が痛みとして最大限そこら辺のところが折り合いをつけるような話し合いというものがなければ、私は全くどうにもならない状況になってくるのではないかと非常に思うんですね。

そういう意味で、この減船の問題についてはまさにこれからの日本の水産業をどうしていくかというところのかかわりの中で対策を考えていかなければならない。特に小型の底刺しなんかはもうどうにもならない状況でありますし、また海で生きてきた人はやっぱり海でなければ本當のいい仕事ができないという問題があります。そういう意味では、何とか海で仕事ができるような漁業の再編というものを含めた対策というものを早急に立てていかなければならないのではないかと非常にうに思いますが、その辺のお考えはいかがでございますか。

○政府委員(佐野宏哉君) お答えいたします。

従来から漁業関係の離職者の再就職先をいたしましては、漁業が大きな比重を占めておるわけでございます。水産庁が少し前に行いました漁業労働力等実態調査がございまして、それで調べた

場合にも、調査対象四百二十一名の離職者のうち二百八十名が漁業に再就職しておるといふ調査結果がございまして、従来から漁業が最も有望な再就職先であるといふことは、これは疑いのないところでございます。今後とも、私もとしましては、そういう漁業に再就職できるようにということとを十分念頭に置いて考えてまいりたいと思っております。

は、財政当局とも御相談を始めておりますが、財政当局は当然のことながら相当大規模なことになりそうだといいことで、大変身構えておられます。こういう形の減船対策が講ぜられることになるのでありまして、こういうことを予告的に申し上げることは大変難しい次第でございますが、ただ先生御指摘のように、共補償という手法が使えない減船というのが実は昨年のカニ、ツブ、エビの場合に経験をしたところでございまして、私も同じ漁業種類の中で皆さん共倒れになって、お仲間うちでは共補償ということが成り立ちがたい事態というところについては、昨年既に経験がございしますので、そういう意味で先生御指摘のような事態について、私は十分な問題意識と経験は持っております。今この段階は御容赦いただきたいと思っております。

○菅野久光君 このような状況になって、大臣が総理に報告なさつたときに総理から何か指示が出されたというところが報道されておりますが、その辺についてどのような指示であったのかお知らせいただきたいと思っております。

○菅野久光君 去年カニ、ツブ、エビで経験をされたということですが、どうも大蔵省は早くもそれこそ身構えていられるといふことか、このことについて防波堤を高くしているようでありまして、この辺は首相が国全体のことも考えながら指示していることに対して大蔵省が抵抗する。どうも政府の内部がぐちゃぐちゃなの、私はそう思えてならないわけですが、その辺について大臣いかがでしょうか。

また、それと同時に、総理から前々から言われたことは、二百海里問題というのは定着し厳しくなつてきておる、去年いろいろと林業問題で大変であつたけれども、ことしは特に漁業問題について配慮してもらいたい、この二百海里が定着したことによって中長期的展望に立ってこれからの日本の漁業はどうあるべきなのか、そんな問題についても検討するようにということ、これは前から実は御指示のあつたことであります。

○菅野久光君 具体的には当面、減船の問題が大きな問題の一つであります。減船については、かつては共補償というところで減船対策が進められた。しかし、今日の状況は違ふと思つてますが、減船対策に当たる基本的な考え方がございましたらお聞かせいただきたいと思つてます。

○政府委員(佐野宏哉君) 今回の減船に対してどのような対策を講ずるかということにつきまして

は、関係漁民あるいは団体、そういう人々から見れば、総理がそういうふうな指示しているにもかかわらず、財政当局者のだれが言ったのかわかりませんが、そういうこ

とを口にする。こと自体が許せないと思うんですよ。そんな総理の言うことも聞けないような役人であればその立場から去ってもらう、そのぐらいの決意がなければ国民は納得しないんじゃないかというふうに思うんですよ。そういうことをいつも許しておく、そこに今日のいろいろな政治の上で――確かに大臣が言われるように財政当局は常にひもを固くしておかないととめどもなく出ていくというものはありますけれども、国全体が首相の指示でそういうことをやろうとしているときに、もう頭から金がないからといううなこととで、財政当局者のだけかが話をする、そういうことがまた報道される。今の政治のそういうあり方だと思いますか、内閣自体のそういうたような方針なり何なりがきちつと官僚の人たちに徹底しない、こんなことを私は許しておいちゃいけないんじゃないかというふうに思うんですよ。その辺いかがですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 先ほどの私の発言がや
や不用意であつて大蔵省の同僚に迷惑をかけてお
るわけですが、私から一言釈明をさしていただき
ます。

いろいろな対策を講ずる場合に、財政当局としては当然、できるだけ財政負担の少ない方法を選挙するよう脳漿を絞って考えるというのは、彼らの立場から見れば当然のミッションを遂行しているわけでありまして、私も要求官庁の側から見ましても、財政支出が高ければ高いほどいいというものではございませんので、私は、その大蔵省の同僚は忠実に職務を執行しておるわけで、決して非難がましい意味で申し上げたわけではなくございませぬ。私どもとしても、できるだけ納税者に対する負担が少ない方法が可能である限り納税者に対する負担の少ない方法を選びたいと思うのは、財政当局だけではなくて、行政官として当然のあるべき心構えであるというふうに思っておりますので、私の先ほどの発言が何らか大蔵省に対して非難がましいインプリケーションを持つているようにお聞き取りいただいたとすればお許し

をいただきたいと思います。

○菅野久光君 長官はいろいろ配慮して言われた。長官が言われたことで私は言っているんじゃないんです。既にそういうことが報道されているんじゃないんです。で、だから別に長官の言った言葉を私はとらえて言っているんじゃないんですから、その辺りは誤解をしないようにしていただきたい。

大藏當局がそういうことでもう既に防波堤を張っていることが報道関係者によつて報道されてゐるんですよ。だから私は言つてゐるわけです。水産庁を中心にして農林水産省から、あるいは自治省とか関係のところを含めて、このぐらゐの金は要るぞと言つて、そのところで初めて大蔵との金話が出来るわけでしょう。それが出来る前からそんなことをややつてゐるんじや私は許せないというふうに思ふんです。そして金があるとかないとかという。私はそういう論議で金がないからこの程度ですというところで済む問題じやないと思ふんです。金がなければ、例えば軍艦一隻を外せばいい。軍

鑑がなても生きていけるわけですが、しかし漁民の人たちは今何らかの形で救済しなければ生きがいていけないわけですよ。だから、そういうことは内閣全体で判断してもらわなければならないと思います。農林水産省としては、今の財政状況が云々というところで、まさかこれだけの要求をこういうふうにしようなどとは思わない、少なくともふうに思わないだろうというふうには私は思いますけれども、その点で、今までの例なども含めて、十分な対策をぜひお願いをいたしたいというふう

に思っています。

今回の日ソ漁業交渉で特に大打撃を受けるのは根室だとか稚内です。根室のことが過日の新聞に出ておりました。「根室市内の底刺しはえ縄漁船は中、小型合わせて九十五隻。乗組員と家族を合わせると四千人を超える。水産加工業など関連もあり、市民の八割が漁業依存。これだけの人間に死の宣告。日本に政治はあるのか。殺到する間に合わせに」関係の団体の人が語気を荒くして、こういう言葉が出ている。あるいは漁業関係

の社長さんの声。「三隻の小型底刺しはえ縄漁船で働いてくれた二十六人の乗組員のことを考えると、なかなか寝つけなかった。自分に言い聞かせるように、漁ができない以上、全員、解雇せざるを得ない。でも、こいつらの今後の生活補償を政府に認めさせることがおれに課せられた最後の仕事かも知れない」。こういったようなことが報ぜられて、まさに深刻な状況になっているわけです。

こんなことなどを踏まえて、特に漁業基地でもあるところといったような都市について、これらの自治体に対する財源対策などを含めた手当ての問題についてはどのようにお考えでしょうか。

○説明員(横田光雄君) 日ソ漁業交渉の妥結に伴いまして、関係地域の産業経済に対して大きな影響が与えられることが予想されているところでございしますが、これにつきましては、基本的には国による財政金融政策により対応すべきものと考えております。

しかしながら、地方団体として対応すべき問題があり、それによって財政上の問題が生じてくるような場合には、当該団体の財政状況等を勘案しながら、その財政運営に重大な支障が生ずることのないよう適切に対処してまいりたいと考えております。

○菅野久光君 こういったようなことがある程度明らかになって、自治省等にその対応をお願いした段階では、ひとつ速やかに対応していただきますように心からお願いを申し上げたいというふうに思っています。

昨年、交渉の遅延、それに伴う損失、そういったようなこと、あるいはカニ、ツブ、エビのように全く滅船というような状況などがありまして、私もその補償の問題について幾度か委員会で質問いたしました。去年は、サケ・マス問題については幸い水温が上がらなかつたために予期したよりは若干被害が少なく済んだようでありますけれども、しかしそれにしても、損失補償の問題がかかつてどうにもならぬという問題があるわけ

です。カニ、ツブ、エビなんかはもう早くに減船ということが決まりました。それからサケ・マスなんかについては六月の実績を見て、こういったようなことがありました。だから去年の交渉の問題については、もう六月段階で損失の総額といえますか、あるいは補償しなければならぬ部分等についてはすべてわかったんですけれども、実際の決着についてはかなり長い間かかりました。去年、最終的に決着した時期はいつだったでしょうか。

○政府委員(佐野宏哉君) 政府として方針を決定いたしましたのは十月の末でございます。

○菅野久光君 方針決定で実際に損失額が補償された時期はいつですか。

○政府委員(佐野宏哉君) 昨年のカニ、ツブ、エビの場合には、財源が補正予算でございましたの

で、補正予算が成立いたしましたのは本年の二月十五日でございます、それから成立いたしました

た補正予算に基づきまして交付要綱、要領等を施行いたしましたのが二月二十八日でございます。

○菅野久光君 実際には十月に決まっても補正予算ということでそれだけの遅延を見るわけです。

大体一年かかるわけですね。しかしカラスの鳴かない日はあつても借りた金と利子のかからない日

これは緊急な問題として今後吸つていかないと大
はないわけですよ。そういうこと等から見れば、

れば、せめて判子誦念など、こゝに含め、二村衆といふのも変です。ね。もしもこのように時間がかかるのである

のが必要ではないかというふうに思うんですが、

○政府委員(佐野宏哉君) 利子補給の問題は、例

の国際規制関連の経営安定資金、あるいは仕組
で利子補給の制度がございますから、利子補給つ

きの融資が必要な場合には国際規制関連の経営安定資金で対応するということで従来やってお

○菅野久光君　今の資金で漁業者の借りている金

の全体についてカバーできますか。

○政府委員(佐野宏哉君) 国際規制関連の経営安

定資金というのは、あれは出漁遅延に伴います損

失を後年度に繰り延べるという、そういうことを念頭に置いて仕組んだ制度でございますから、国際規制関連の経営安定資金の融資額が漁業者が現に抱えておる債務の額とうまく合うかどうかということは、それ自体は必ずしも保証の限りでないような制度になっておるわけでありませう。

それで、出漁遅延に伴います損失を後年度へ繰り延べるという目的のためにそれを念頭に置いて仕組んだ制度でございますから、純然たる負債対策が必要であるという場合にはまた負債対策の關係の制度資金を用意してございしますので、そちらの方で対応していただくことになるわけでありませう。

それからもう一つ、私が今お答えしながら、あるいは先生の御質問の趣旨を誤解しておったのかもしれないと思ひ始めましたが、要するに減船という決断をしてから現地に減船対策の金が政府から来るまでの間も借金は借金としてたまたまいくの金利がかかるという、もしその点の御懸念でございすれば、昨年のカニ、ツブ、エビの場合ですと、漁業者の抱えておる借金の主要な部分をなしております共補償關係の借金の残高については、交付金を交付する時点で残高が交付金で手当てをされるような仕掛けになっておりますから、そういう意味では共補償關係の借金が残っているという点に起因する御心配は、昨年のカニ、ツブ、エビの場合であれば、交付金の仕掛けの中で手当てができるようになっておるわけでありませう。昨年の経験から見ますと、共補償殘高の問題が手当てがついておれば、おおむね先生御指摘の問題はその中で飲み込まれておるというふうな経験からいって私どもは思っております。

○菅野久光君 いずれにしても大変な状況でありますから、できるだけの手当てをしていくということが私は大事なことでありふに思ひますし、先ほどもちょっと申し上げましたけれども、なるべく減船の数を少なくするということがそういう意味では大事なことでありませうし、日本の

これからの水産をどうしていくのか、そのことのかかりの中でひとつ早急な対策を立てていただきたい。そのことを要望しておきたいというふうに思ひます。

いずれにしても、アメリカとの交渉との關係もいろいろあつて、全く我が方が無手勝流で戦うと言つたらあれですが、交渉するということは非常に難しい状況になってきている、そういうことではないかと思ひますし、我が国は世界で一番魚を輸入する輸入大国であります。そういうふうなことを含めて、実は昨年鯊のときからいろいろ動き出しまして、アメリカとの交渉がなかなかうまくいかないというふうな点などから、いわゆる漁獲規制に対抗していくための略称対抗法案、これなどもいろいろ考へて、私どもも考へましたし、またほかの団体も考へられておるわけでありませうが、こういふたようなものを持つておることは、発動しないにこしたことはないわけでありませうけれども、持っているというものが今後の交渉にとつて非常に有利になるのではないかと、いふふに思ひますが、その点について大臣の見解はいかがでございますか。

○国務大臣(羽田孜君) 今のお話につきましましては、私どもも先生から今お話がありましたように、業界の中でもあるいは各党の中でもいろいろと御議論なされておるという話がありませうし、実は私どもは、アメリカですとか、そういう国と話を話してまいりました。ただ、これはつくるだけであるからいいだろうというお話もありませうけれども、まさかつくるときにそれを言うわけにはいきませうし、これは発動するんですよということをおいながらやらなきやならぬということでありませうから、これに対してどんなふうな向こうが対応してくるかということもよく見きわめなければいけないということ、今日の日本は今いろいろな経済摩擦の問題等いろいろな問題を抱えておるということでありませうから、私どもとしても、そういう問題がどんなふうな波及するの

十分見きわめていかなければいけないというふうに思っております。

○菅野久光君 それからこのように外国の二百海里の規制によつてどんどん追ひ詰められてきている状況の中で、沿岸にとつては韓国船の問題、先日の委員会でも初村委員からいろいろお話がございましたけれども、対韓二百海里の適用の問題ですね、これを何とか考へていかないと、外国からは締め出される、国内に戻つてきて、さあ、やろうと思つても、あの韓国の大きな船で、トロールでだあつと持つていかれてしまふ。これじゃもう日本の漁民というのは本当にどうしたらいいかわからないような状況になるんじゃないでしょうか。私も何回もこの委員会では言つておるわけですが、私も、あの韓国船の大きな船で、トロールです、ね、あれで海底がめっちゃめっちゃになつてしまつてしまつておる。日本の豊富な漁場、豊かな漁場が荒らされてしまつておる。これを少しでも早く早くやめさせなければ、日本の水産というものは一体どうなつてしまふんだらうかというふうに心配するのには私だけではないというふうに思ひます。その辺については、いよいよソ連との關係がどうなつた事態を踏まえて、対韓二百海里の問題についてはどうしようかと考へていようか。

○政府委員(佐野安蔵君) 二百海里時代の厳しさがこういう形で極めて具体的に北海道周辺の漁業者の皆さんにひしひしと感ぜられるこの中で、恐らく二百海里が韓国に対して適用されておらないという事態が現地の漁業者のお気持ちからいって到底容認しがたい事態であらうというところは、これは私どもも率直にそうだらうと思つております。

ただ、私どももいたしまして、二百海里の問題についてどう考へるかということになりますと、二百海里を韓国に対して適用することが現存の日本の漁業關係を律しております現行の秩序といかなる關係があるのか、あるいはそのことがさらに日韓關係全般に対してどういふ影響を与えるものであるか、そういうことをいろいろ慎重に

検討しないといけないというふうに思つておりますので、最近の我が国の漁業の置かれておる状況の変化というものを踏まえて、そのような問題とあわせて慎重に検討してまいりたいと思つております。

○菅野久光君 いつも慎重に検討、慎重に検討というところで何年も過ぎてしまつておるわけですね。ことの十月で韓国との協定も切れるというふうな状況でありますし、幾ら韓国と水産庁とがやつても、あの違反操業あるいは無謀操業というのはもうなくならないんですよ。今までも何回もやつたんですよ。その都度何かそれらしい返事はあつても、実際に現場に行つてみるとそういう形にはなつていないわけですね。ですから漁業者の立場からいへば、対韓二百海里というものは早急にきつとやつてもらいたい、そういうことを私は前々から申し上げておるわけでありませうが、これだけ対アメリカ、カナダ、そしてソ連との關係が大変厳しくなつてきた段階で我が国の漁業を守るといふことからいへば、このことをやらすして日本の漁業を守るというところになつていかなければならぬ。さあ、いざやつたときには、もう日本の漁場はめっちゃめっちゃになつていいたことでは困るのではないでしようか。私は強くこのことを申し上げておきたいというふうに思ひます。

今度の交渉の結果、出漁の時期をいつごろと予測されておりますか。

○政府委員(佐野安蔵君) 私どもはできるだけ早くと思つておりますが、ごく技術的に申し上げますと、日ソ漁業委員會の審議がすべて終つてしまつて、議事録を作成して、議事録の署名を行ひまして、それから両国代表間で自國二百海里内で相手側の漁船に与える漁獲量と操業水域を通報する書簡を交換いたしまして、それから許可証を発給するということになるわけでございます。委員會の審議がすべて済んで議事録ができて書簡が交換されて、そこから数えまして恐らく一週間ぐらひはかかるだらうというふうに思つております。

○菅野久光君 条件を整えて一日も早く出漁できる態勢をとつていただきたいと思います。またこ

のことで大影響を受ける地域には何らかの形で大臣が現地に入つて、誠意を持った対応といひますか、そういうことが必要だと思ひますけれども、その点についてはどのようなことになつておりますか。

○国務大臣(羽田孜君) 先日もちよつとその問題についてお答えしましたけれども、私もどもいたしましても、できる限り状況というものを、まづともかくこういう結果になつたことを十分説明申し上げるということ、そして今、現状はどんなふうになつてゐるか私もみずから肌で触れるということが大切であらうということ、何とか今週じゆうにでも行きたいなということ、国会の方の関係もあります、しかしその辺を今調整してみたいながら、何とか一日も早く現地に飛んでみたいというふうに思つております。

○菅野久光君 大臣がなかなか日程がとれないようでありまして、この時期にということであれば、いろいろな国会の問題はあつたとしても、我が党としてはこういう事態ですから、何とか大臣が行けるような形で協力をしたいというふうに思つております。

最後に、このこととかがわつて日ソのサケ・マス交渉が大変大幅におくれましてしまつてゐる。そのこともまた五月一日の出漁期を控えて漁民は心配してゐるわけでありまして。新聞なんかでは、四月二十六日ごろにソ連としては交渉に入りたいうようなことを言われてゐるようでありまして、今の段階の見通しあるいは交渉に臨む決意、それを一言お願いをいたしたいと思ひます。

○政府委員(佐野史郎君) 元来は、サケ・マス問題を審議いたします日ソ漁業合同委員会は二月三日からということであつたわけでございますが、日ソ漁業委員会がこういう調子なものでございまして、大変延び延びになつておりました、関係の漁業者の皆さんには御心配をかけて恐縮に思つておるところでございます。ソ連側の意向は、先ほどちよつと先生お触れになりましたように二十六日からというふうに載つておりますが、羽田大

臣からカメンツェフ大臣に対して、漁期も迫つてゐることであるからそんなことを言わずにもつと早くやろうという話を話していただいておりますが、現在のところまだソ連側から特段の反応はございせん。日ソ漁業合同委員会が開かれることになりますれば、私もどもとしては、我が国のサケ・マス漁業の重要性を十分に念頭に置いてその安定的な継続のために最善を尽くしてまいりたいと考えております。

○菅野久光君 大臣も近々現地に行かれるようでありまして、現地の声をひとつ肌で聞いて、十分になるかどうかは別にしても、誠意を持ってこの対策に当たられるように心からお願ひをして、水産、日ソ関係の問題については終わりたいと思ひます。

次に、時間が余りありませんのではしよつてお伺ひをいたします。

今提案になつております農業改良資金助成法にかかわる問題であります、市場開放だとかあるいは円高・ドル安など、我が国を取り巻く農業情勢は本当に厳しいわけでありまして。こうした中で農業所得が伸び悩んで、若い農業の担い手というのは減少の一途にあります。農産物の消費は停滞する、ほとんどすべての農産物は何か過剰基調のようになつております。そのことによつて生産調整に迫り込まれております。構造改善による農業の生産性の向上とか体質の強化もさうばり進んでいないのが現実ではないかというふうに思ひます。

昭和六十一年度の農林水産省の予算を見ますと、一般歳出の中でどうか今までは一〇%台を維持してきてわけですが、これはそれを割つてしまひました。さらに前年度に比べ四・八%減の三兆一千四百億円で、四年連続の減少となつてしまひました。これに対して防衛予算は突出して三兆三千四百億円で農林水産予算を上回つて、ついに逆転をしてしまひました。これは大変大きな問題だというふうに私は考えております。法案の審査に入る前に、農政の最高責任者である

大臣はこのような事態をどう考えられておるか、また今後どのように対処されるおつもりか、簡潔にひとつお答えをいただきたいと思ひます。

○国務大臣(羽田孜君) 現下の大変厳しい財政事情というところで、ただいま御指摘がありましたように、一般歳出に占める割合も一〇%を割つたというのが現状であり、また防衛費を下回つてしまつておるというのも現状であるというところは、これはもう率直に認めざるを得ません。ただ、内容につきましても、国営の土地改良の事業費そのものをふやすための工夫をするとか、あるいは生物系の特定産業技術研究推進機構、こういったものの設立をしてバイオテクノロジー等をこれから発展させていこう、また自主的な創意工夫を生かしてということ、今御審議をいただいております農業改良資金制度、こういったものの拡充を行うこと、あるいは森林・林業、木材産業回復のための五カ年計画というものをくり上げたということ、またマリノフォーラム21を通じて漁業新技術の開発などによつて我が国の周辺水域を振興していこうという施策を打ち出したこと、非常に厳しい中でもこのときに今要請されておる一つの方向を示し得たということだけは申し上げることができると思ひます。

○菅野久光君 時間がございせんので、次の問題をお聞きしたいと思ひます。今回提出された法案によりまして、日本中央競馬会から昭和六十一、六十二年の二年間に限つて百五十億円ずつ計三百億円を納付させて農業改良資金の財源に充てようとしております。しかし本制度の資金は臨時的、短期的なものではなくて恒常的かつ長期的に必要とされるものだといふふうに思ふんです。そういう意味では六十三年度以降はいかにして財源を確保するのか、その点をひとつ明らかにしていただきたい。

○政府委員(関谷俊作君) この改良資金の財源としましては、新規の場合には従来返つてまいります農家の償還金も新しい財源に回るわけでございますが、その点を見込みながら六十三年度以降の財源についても取り組まなければいけないと思ひます。現在程度の貸付枠を続けてまいりますと、六十三年度以降については従来の、今回お願いしておりますような措置とは別に、基本的には一般会計と申しますか、そういう面での財源について相当の努力をしなければいけない、かように考えております。

○菅野久光君 全く臨時的な措置ということで六十一、六十二年は百五十億ずつ中央競馬会から納付させて、六十三年度以降は相当努力をしながらやらぬといふことで、何かそういうことで政策の一貫性というものが保たれるのかどうなのか、ちよつと私は心配するわけでありまして。それはそれで、次の六十三年度以降相当の努力をしながらやらぬといふことで、今からもうその努力が始まらなかならないんじゃないかというふうに思ひます。

そこで、中央競馬会に關して理事長さんにお伺ひいたしますが、中央競馬会の売得金について今後の見通しをちよつとお伺ひしたいといふふうに思ひます。

○参考人(澤邊守君) 今後の売得金、売り上げの見通しでございますが、中央競馬事業につきましては、昨年は前年を、五十九年を九%ばかり売り上げにおいて上回るといふ、おかげさまで大変好調な業績でございました。ことしも、今までのところ、昨年非常に伸びたのにさらに六%ぐらい上回つた売り上げになつております。そういうことで、今までのところは順調に來ておりますが、三年ぐらゐ前はほぼ横ばいで二、三年経過したことございまして、競馬という特殊なファンの好みが変わる面が非常に強い事業でございまして、その意味では大変不安定な要素を持つておると思ひますので、將來どうなるかということの的確に見通すことはなかなかできませんけれども、レジャー産業全体が非常に伸びるとは思ひますけれども、その中で公営競技は、私も以外の他の公営競技は非常に今困りになつておる、業績が伸びなくて困りになつておるということからもわか

りますように、なかなか厳しい情勢にある。他の公営競技も今事業の立て直しについて非常に御努力なさって、もう既に成果が上がっているところもございしますが、そういう情勢でございしますので、私どもの方も現在の好調を将来まで引き延ばして楽観するのは非常に禁物ではないかというように考えております。そのためには、厳しい競争の中で生き延びていくといいますが、安定的な成長を図っていきましますためには、必要な投資はもとやらないかぬだろう。

そういう点からいいますと、私どものスタンダードなり、あるいは場外の売り場は非常に混雑して環境も余りよくございませんので、そういうところのグレードアップといいますが、施設の改善、快適な施設にする。例えば冬の寒風吹きさらす中でスタンドで一日じゅう座って観戦をしてほしいというのなかなか無理な話でございまして、冷暖房完備というの、全面的ではないにしても、やっつけていかないとお客さんが集まらなくなるといような問題もございします。そういうようなことについて、積極的な施設・設備投資ということは今後相当大事なことではないか。そういうことは何か、何と申しまして、公正でしかしおもしろいレースを展開するということ、これは私どもじゃなくして馬主さんなり調教師さん、騎手、関係者全員、全部が努力しなきゃいかぬことだと思ひますけれども、そういうこと等によりまして安定的な成長を図っていききたい。そういう中で、国庫に對しても、今後第一納付金、第二納付金を通じて寄与してまいりたいと、かように考えております。

○菅野久光君 今回百五十億円ずつ二年間三百億円、これを農業改良資金助成法による貸付金に拠出をしていただくということは、これは農業者にとつては大変ありがたいことだというふうに思ふんですね。何か農林水産省とあうんの呼吸のような形でこの額が決まったやに聞いておりますけれども、余りこういうことに本当は依拠しないで、一般予算の中できつと資金が獲得されることが

一番いいことでありますけれども、今の状況としてはやむを得ないことなんだというふうに私も思わざるを得ません。

それにしても、金を生み出す軽種馬の問題が今大変な状況になっておるわけですね。この資金助成法では、直接的には軽種馬の問題については金を出されないことになっておるわけですね。これは畜産局長の方にもお願いしたいわけでありまして、私も北海道で軽種馬の産地日高を抱えておりますので、金を生み出す軽種馬の方たちに対する手厚い今後政策というものを特に私は望んでおきたいというふうに思います。

それにしても、今年度の畜産物の生産価格は予想されたように本当に厳しいものになりました。畜産家が多額の負債に苦しんでいるときにこのような価格の引き下げは経営に大きな打撃を与えることになる。これは畜産物価格の審議のときにも私は申し上げましたが、畜産農家のこの負債対策について、農林水産省の方でいうと、何と云うんでしょうか、一般的な二兼農家とかなかんとか、そういうことも全部ひっくるめた中で、農家経済は向上きになっていると、畜産局長は審議のときに何かそのような趣旨の答弁をされましたけれども、決してそんな状況でないわけでありまして、そんなことを言っていたのでは納得させるなんということにはなりませんから、もう少し現実をききと調査して、この負債対策の問題について納得できるようにこれからの施策をやつてもらいたいというふうに思ひますが、この点についていかがでしょう。

○政府委員(大坪敏男君) 酪農家に対します負債対策といつたしましては、五十六年から五十九年計画で酪農経営負債整理資金というものをづくりまして実施してまいつたわけでございします。内容的には毎年償還困難な借入金と長期低利のものに借りかえさせるということとあわせて、関係諸団体が関係農家に対して濃密な経営指導を行う、そういう対応をやつてまいつておるわけでございしますが、私どもはいろいろデータを見る限りでは経

営の改善が進んでおるといふふうに見受けられるわけでございまして、特に北海道について見ますと、資金を借り受けました農家一戸当たりの平均農業所得あるいは経産牛一頭当たりの乳量等は逐年増加しておりますし、かつまた経産牛一頭当たりの負債額は逐年減少しておるといふことでございまして、私どもはいろいろなデータを見る限りでは相当の効果を上げてきているというふうに見ているわけでございします。

なお、六十年年度におきまして本対策は幕を閉じたわけでございしますが、六十年年度は最終年次といつたしまして、単に六十年年度の償還分の中での不能力のものについてを借りかえさせるだけでなく、六十五年年度までに償還期限が達するものの中から償還困難と認められるものにつきましても、内容を吟味の上、六十年年度中に一括して借りかえ措置を講ずるといふ措置を講じたところでございします。

○菅野久光君 終わります。

○委員長(成相善十君) 本案に対する質疑は、午前はこの程度とし、午後二時まで休憩いたします。

午後零時三十分休憩

午後二時一分開会

○委員長(成相善十君) ただいまから農林水産委員会を再開いたします。

休憩前に引き続き、農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案の質疑を行います。

質疑のある方は順次御発言を願います。

○塩田啓典君 きょうは農業改良資金助成法による貸付金等の財源云々の法案について質問をいたしますが、その前に、先般の日ソ漁業交渉の点について一言お尋ねをしたいと思ひます。

去る十一日にモスクワにおいて二百海里内の漁獲量をめぐっての交渉が妥結したわけでありま

す。その内容は新聞等で拝見したわけですが、日本国内においてはどの程度の影響が出るものなのか。新聞等では百五十隻ぐらい減船をしなければならぬとか、こういうような報道もされておるわけでありまして、どの程度の影響が出るのか、それに対する対策はどうなのか、この二点についてお尋ねをいたします。

○政府委員(佐野宏蔵君) お答えいたします。

現在までのところ決まっておりますのは、操業水域、それから漁具、漁法に関する部分と、それから総漁獲量、以上でございします。したがって禁漁区になりますとか、あるいは千島列島太平洋側の第二区と云つておられます操業水域がございしますが、その操業水域の中でちょうど国後島周辺のところが禁漁区になるとか、そういうことが決まっておりますという段階でありまして、十五万トンの漁獲量が魚種別にいかなるものになり、どの水域に割りつけられて、それぞれ漁法別にどういふふうに配分されるかといふことはまだ決まっております。

したがって、そういう段階で正確にどの程度減船が出るかということにつきましては、正確な数字はもちろぬ、おおよその見当を申し上げることも大変難しいのでございしますが、底刺し網の中で中型の底刺し網、これが二十隻台、二十何隻という数字でございしますが、これはソ連水域でしか操業水域がございしませんので、これは操業水域が完全になくなってしまふという意味では底刺し網はやめなきゃいけないということになります。それ以外の小型の底刺し網、百隻見当でございしますが、これにつきましては、ソ連の二百海里水域の中で底刺し網をするという可能性は全くなくなつたわけでございしますが、日本水域、日本の二百海里水域の中でも操業することが許されておる漁船でございしますから、これがどの程度減船することになるかといふのは、Uターンをした場合の日本の二百海里水域の中でいづゆる漁業調整上の問題がございしますので、関係者の皆さんの御相談が進

まないといふと見当が付きにくいところがございますが、いずれにいたしましても、底刺し網が密集をしております根室周辺というのは一つの重大な影響を受ける地域であるというふうに考えております。

【委員長退席、理事北修二君着席】

それから、底びきの方につきましては、稚内周辺の底びき漁船は沿海州水域での漁場を完全に失いますから、かつ東樺太の水域で着底トロールが禁止されますので、これまた非常に重大な影響を受ける領域であります。ただ沖合底びき漁船は、これも日本の二百海里水域の中で操業することが許されておりますので、現実にはどの程度減船することになるかというところは、これまた関係者の御相談を通じてしか決まっていまいけませんので、今の段階では予想しにくいところでございます。

ちょっと言いわけをしますが、沖合底びきについてどの程度減船をするべきであるかということにつきましては、当該沖合底びきの漁業者と沖合底びき漁船がUターンしてきた場合の影響を憂慮しておられる沿岸漁業者等の御意見の中では相当重大な懸隔があるように見受けられますので、ちょっと関係者の御相談の成り行きを見ないうちは予断にわたることは差し控えていただきたいと思います。

それから減船漁業者に対しては当然何らかの対策が必要になると考えておりますが、減船漁業者を救済するために講ずべき対策につきましては、ただいま財政当局と相談を始めたところでございますので、今の段階で具体的な姿を描いてお答えすることはできませんが、適切に対処する所存でおります。

○塩出啓典君　そういう点は現実を踏まえて納得のいく対応策をよろしく願いたいと思っております。

そこで、二百海里時代を迎えて、各国とも主権を主張するために、日本は各国において二百海里の水域内から排除されてきておる、こういうような方向にあると言われているわけですが、

現実問題として現状はどうなのか。

我々としては、そういう時代に備えて、我が国の二百海里、我が国は周りが海に囲まれているわけでありまして、そういう海をもっと活用して、二百海里内における新しい漁業資源の開発とか、そういう点にもっと力を入れて、またある意味では養殖とか、つくる漁業ということが言われてきているわけですが、こういう点についてはどのように考えているのか、これをお伺いしたいと思います。

○政府委員(佐野宏哉君)　まず、前段のお尋ねの件でございますが、日本にとりまして外国の二百海里水域内の重要な漁場と申しますと、ソ連の二百海里とアメリカの二百海里でございますが、ソ連につきましては、ただいま先生からお話ございましたように、ソ連の二百海里水域の中の我が国の漁船の操業というものは大幅に縮小せざるを得ないような事態に立ち至っておりますわけであり

ます。一方、アメリカの二百海里水域におきましては、一昨までは百万トンの大台を超える漁獲割り当てを得ておったわけでございますけれども、昨年初めて百万トンの大台を切りまして九十万トンということになりました。本年は今のところの見通しでは五十万トン見当、それを幾ら超えられるか、超えられてもたかのしれたものではないかという見通しでございますから、一昨までは水準に比べますと半分ということになるわけであり

ます。アメリカの二百海里水域の中ではアメリカの国内漁業の発展が年ごとに著実に進んでおりますから、そういう意味では外国の漁船にとらせることのできる許容漁獲量のゆとりというのは明年以降もさらに減り続けるということが予想されるわけであり

ます。アメリカ、ソ連以外の漁場についてはこれは事情は区々でございますが、一生懸命いろんな手だてを講ずることによって最近でもツバルとの間に入漁協定が締結されまして、日本のカツオ、マグロ漁船が新しく入漁できることになったわけ

でございますが、そういうことがときどきは起こります。ときどきは起こりますが、全体として我が国の外国二百海里水域内における漁業ということを全体として眺めて申しますと、アメリカ水域とソ連水域での縮小傾向ということを覆し得るような事態はちょっとほかの水域では起こりがたいというふうには思っております。

そういう事情でございますから、先生御指摘のとおり、今後の我が国の水産業の前途を考えますれば、当然我が国の二百海里水域内の漁業振興という点につきましては、従来から私も努力を盡くしてまいりましたけれども、今後一層力を尽くしてまいらなければならないと考えておる次第でございます。

○塩出啓典君　それでは、次に法案の質問をいたしたいと思います。

今回は日本競馬会から特別国庫納付金を農水省の農業経営基盤強化措置特別会計へ農業改良資金の財源として移す、こういうような内容のようでありまして、私の記憶するところでは、過去において日本競馬会は二回にわたって特別国庫納付金を納めておる。そのときには一般会計に納付したように思っておりますが、今回は一般会計ではなくて用途をはっきり決めた特別会計に入れたわけであり

ます。しかし趣旨は前回も今も、要は国の財政の厳しさに対して競馬会の方からお手伝いを願うという点では余り変更はないと思うのですけれども、今回はなぜこういうふうに変ったのか、またそうしなければならぬ必然的な理由はどういう点にあったのか、そういう点をお尋ねしたいんです。どうでしょうか。

○政府委員(大坪敏男君)　ただいま先生御指摘のように、昭和五十六年度及び五十八年度におきましては、中央競馬会は専売公社あるいは電電公社等と並びまして、特別の国庫納付をいたしたわけでございますが、そのときの理由といたしましては、当時の国の財政収支が極めて不均衡な状況にあったということから、当面の財政運営に必要な財源の確保に協力するという観点から納付したわ

けでございますが、それぞれ特別立法措置が行われてまして、これに基づきまして一般会計に納付されたということでございます。

ところで、今回御審議をいただいております中央競馬会の特別国庫納付金についてでございますが、朝方から御審議が行われておりますように、農業改良資金の拡充強化を図ることは農政上非常に重要な課題となっております。ところが財源につきましては、厳しい財政事情のもとでは一般会計だけでは不十分でございますので、何らかの特別の手当てが必要である。

【理事北修二君退席、委員長着席】

ところで、改良資金の中をよく見ますと、畜産振興資金の拡充が中心となっております。畜産振興を旨とする団体でもありまして、中央競馬会におかれましては、畜産振興を主たる内容とする農業改良資金の財源確保という点につきましては、三百億という程度であれば業務に支障がないという意味から理解を示されたという、そういう経緯もあったわけでございます。そういうことから臨時特例的な措置としてではございますが、用途を特定し、一般会計でございませんで、特別会計の方へ直接納付していただくというふうな構成をとった次第でございます。

○塩出啓典君　そうしますと、例えば今までと同じように一たん一般会計に入れて、それでまた一般会計から特別会計に移す。これは今までも特別会計にずっと毎年移してきているわけでしょう。そうしてもよかつたんじゃないか、その方が連続性があるんじゃないか。そういう点はどうなんですか。

○政府委員(大坪敏男君)　確かに先生御指摘のような方法もあるかと思うわけですが、私どもの立場から申し上げますと、直接特別会計に入れていただいた方が、確実性を持って私ども事業実施していくという観点から見れば、一般会計へ入れるのではなく直接特別会計に入れた方が私どもとしては望ましい、かように考えておる次第

でございます。

○塩出啓典君 農水省としては、一般会計へ入れたのはいけれども、こちへ来る予定がよそへ行ったんでは困るわけだから、そういう点ではひもをつけておけば一応心配ないわけですね。そういう点、大蔵省の方はどういうお考えなんでしょう。

○政府委員(大坪敏男君) ただいまの点につきましては、財政当局ともいろいろ論議したわけでございまして、おおむね以上の線で合意に達したというところでございまして、次第でございまして。

○塩出啓典君 そこで、今回の百五十億、あるいは二年続けて三百億、それが特別会計に入っている、特に畜産振興、確かに競馬会の資金が畜産振興に使われるというところはそれなりの必然性はあると思ひます。今回、百五十億プラスした分は、六十一年度予算で百五十億ふえたわけですね、それは畜産振興にはどの程度使われるのか、どういう用途になっていきますか。

○政府委員(大坪敏男君) 今回の改良資金の新規財源の状況でございますが、国庫負担額で見ますと百九十億になっているわけでございまして、この百九十億の中の百五十億が中央競馬会からの特別国庫納付金でございますし、差額の四十億は一般会計の繰り入れということになるわけでございまして、その全体としての百九十億の国庫負担のうち、畜産振興資金につきまして百二十億というところでございまして、これを貸付枠にいたしましたと百八十億ということになるわけでございまして、これは前年度に對比いたしまして倍増ということになっております。

○塩出啓典君 私がいただいた資料では、国庫負担が百九十億で、そのうち百五十億は競馬会、四十億は国から出ている。前年度は幾らだったんですか、対前年度はどうなりますか。

○政府委員(関谷俊作君) 前年度は中央競馬会納付金はございまして、一般会計から特別会計への繰り入れが百億あったわけでございまして。

○塩出啓典君 そうしますと、今まで百億だったのが百九十億になったわけですから、九十億ふえたわけですね、結局、百億だったものが四十億です。六十億は国の一般会計から出るのを削減したことによる。だから九十億は増額したけれども六十億一般会計の歳出をカットしたと、こういう結果になるわけですね。

○政府委員(関谷俊作君) その計算だけからすれば、確かに塩出先生のおっしゃるとおりになるわけでございます。ただ、来年度、今畜産局長からお答えがありましたように、百九十億を投入して貸付枠を拡大するということは、こういうことができた中では、中央競馬会から百五十億円という相互依存の関係にあるわけがございまして、もし中央競馬会からいただけた貸付枠の伸びといたしまして、なかなかこれだけの貸付枠の伸びと内容の資金のいろいろな拡充、新設等もできない、こういう面も確かにあるわけでございまして、百億と四十億との比較ではそのとおりでございますけれども、全体として考えるならば、この納付金のおかげで改良資金が非常に拡充された、こういうふうなことでございまして。

○塩出啓典君 私は、こういう財政の厳しいときですから、中央競馬会から応援をしていただいで、できるだけ歳出をカットするという方向は、決して悪いことじゃないと思うわけですね。ただ、今回そういう中央競馬会のお金を畜産振興という名目で特別会計にちゃんとひもつきで入れるというのであるけれども、それなりにそのお金が本当にその畜産振興のために増額になったかといえれば、結局そうではない。大半は赤字を埋めるのに使われている。そういう意味で、本来から言えば、もし中央競馬会から特別納付金をいただくなら一般会計に受け入れるのが筋である、そういうことを主張しておきたいと思ひます。これは今までも議論になった問題で、これ以上追及する考えはございません。

そうしますと結局、百五十億ずつ二年間続くわけですけれども、三年以後はこの財源がなくなるわけですね。その場合、この特別会計の歳入はどうなるのか、畜産振興の予算はどのようになるのか。この点はどうでしょう。

○政府委員(関谷俊作君) 昭和六十三年以降の問題でございます。これにつきましては、一つは、六十三年以降のこの新しい新規貸付枠を設けるかということがございまして、今、当面いろいろ情勢から六十一年度で五百九十七億円という六百億円には近い貸付枠を計上しておりますが、こういう規模でいくか、あるいはもう少し少なくてもいいかとか、いろいろな貸付枠の規模、それから農家からの償還金をまた新規貸付枠に回しますと、その状況等を勘案しますと、それによつて初めて国費からの所要額が決まってくるわけでございます。しかし、全体として見ますとらば、六十三年以降は中央競馬会の納付金というふうなことはないわけでございまして、従来どおり一般会計からの特別会計への繰り入れということについて財源確保という面で農水省予算の中で十分配慮しなければならぬ、こういう状況になるというふうに考えております。

○塩出啓典君 いわゆる農業改良資金でございまして、この貸付枠とそれから貸し付けの実績、これが非常に枠を消化していかない。こういうことは当委員会でも指摘があったわけでありまして、今回のこの農業改良資金の貸付枠がふえる、貸し付けの枠を消化もしていないのに枠だけふやすというのは、これは政策的にはちょっと矛盾しておるのじゃないか、そういう感じがするんですが、これはどういうふうにお考えですか。

○政府委員(関谷俊作君) 昭和五十七年、五十八年、五十九年度、この辺の実績について、各年三百五十億円の貸付枠のところ、実績は二百五十億円前後というふうな、それをかなり下回る結果になっております。これにつきましてはいろいろな原因があるわけでございまして、六十年以降の問題として考えますと、従来ございました当時の資金の種類は、新しく資金の種類を設

定して貸し付けの需要に応じよう、こういうことが六十年度以降のこの制度の主眼になったわけでございます。したがって、六十年度におきましては、畜産振興資金、果樹栽培合理化資金、それから養蚕、野菜、そういう部門別の生産方式改善資金を導入しまして、全体的に新規の枠、資金種類について貸付枠を拡大するということを主眼として、六十年度に四百六十億、六十一年度にはさらに資金種類、あるいは従来でございます畜産、野菜等の資金の拡充ということ、制度的にこの制度の枠という対象資金を広げまして、それによつて新しい需要に応じていこう、こういうことで貸付枠の拡大を図ったわけでございます。

なお、五十九年度以前の問題としましては、御承知のように、この段階では各県段階で資金が回転しておりましたので、率直に申しまして、県によつてはいわゆる死に枠というか、資金はあるんだけれどもどうも資金の方が実態的に多過ぎるということがあるというもので、そういう面での枠を余すというところもあつたわけでございまして。これにつきましては、六十年度から一応国による資金調整をすることにいたしましたので、この点は正しは図られると思ひまして、できる限りある資金を有効に活用していくという面についても改善を図つておるところでございまして。

○塩出啓典君 次に中央競馬会にお尋ねをいたします。

今回、特別積立金の中から二年間にわたつて百五十億の特別国庫納付金を納入していただくわけですが、今までの約四千億の特別積立金というものはどういう形であるのか、これをお尋ねいたします。

○参考人(澤邊守君) お尋ねの趣旨は、特別積立金が六十年末で三千九百四十八億に達しておりますが、それがどういう内容になっておるのかという趣旨のお尋ねかと思ひますが、三千九百四十八億のうち大部分は、競馬開催に必要な競馬場とか、あるいは調教をやっておりますトレーニング

グセンターのスタンドとか、その他の施設あるいは馬場の売り場の施設、馬場施設、馬房のありま、それから土地等の固定資産になっておるわけでございまして、既に六十年末で固定資産化されておりますのが三千九百四十八億のうち二千九百五十七億。したがって、まず四分の三ぐらいが固定資産化されておる。残りが預金でございまして、あるいは短期の有価証券等の流動資産、これが九百九十一億円になっておるわけでございまして、その流動資産の中には、六十年度の事業で六十一年度に繰り越した設備投資等の工事費で近く支出する予定のものがございまして、これは間もなく固定資産になるわけでございまして、これは間もなく九百九十一億円から差し引きしますと九百五億円になります。それからまた固定資産は、貸借対照表上、二千九百五十七億円の固定資産の中に長期の有価証券が入っておりますが、その中で流動可能なものもございまして、それが四百七十四億円ございまして、九百五億円と四百七十四億円を加えました一千三百七十九億円、特別積立金の中で流動的な資産といいますが、固定資産の中で流動可能なものも含めまして考えますと、実質的な流動的な資産として一千三百七十九億円になる、こういう内容になっております。

○塩田啓典君 たしか一番最初に、昭和五十六年ですか、国庫納付金を特別に納付するあのときには、大蔵大臣が、こういうことは臨時の措置であつて来年からは今後こういうことはない、こういうふうに言っていたと思うんですが、それがまたありましたね。そのときもたしかそういうような答弁だったようなんですが、また今回こういうことになったわけでありまして、法案は大蔵委員会と農林水産委員会の違いはありましたが、中央競馬会としては、政府からこういうお話のときには、また今後も少したまつたらまたもう一回、そういうような話でやったのか、それとも今回限りでこういうことは軽々しくそう再々あるものではないというような話でやったのか。

か。中央競馬会はどのような受けとめ方をされておりますか。

○参考人(澤邊守君) 前回百八十四億と二百二十億でございまして、二回にわたって一般会計に納付したわけでございまして、そのときの経過として、また余裕があれば納付してもらうぞというような話は私はなかったと聞いております。

特別積立金の性格なり目的なりは、私もとしまして、それなりに必要があつて積み立てておるものであつて、不測の事態に對して備える、準備する、という意味と、今後の設備投資に充てる準備金であるということとを大きな目的として保有しているものでございまして。また私どもの競馬会の経営努力ももちろんございしますが、そのほか馬主、調教師、騎手、厩務員その他のいわゆる競馬サークルの方々それぞれ努力して強い馬を育て、立派な充実した興味のあるレースをやることによって利益を生んだということがございまして、その利益は、関係者の間では競馬の円滑な運営なり、あるいは今後の一層の発展のために使われるべきものであるという期待感を持っておりますので、私もといたしましては、第一納付金、第二納付金の恒久的な制度によつて国の財政に寄与する、六十年度におきましては千九百七十二億ばかりの納付を両納付金で行つておるわけでございまして、そういうルールに従つて今後とも寄与していくということは大事なことでと思ひますけれども、それ以上ということが恒久化することについては適當ではないというふうに私は考えております。

○塩田啓典君 こういう形で国がときどき納付金を納めさせるということは、ある意味で言えば、一生懸命経営努力してやつても全部取られちゃうんじゃないか、そういうことにもなりかねないんじゃないか。本来から言えば、現在七五%ですが、いわゆる賞金へのバックをふやすとか、あるいはこういうような国家財政のときに、例えばある期間、期限を決めて、五年なら五年間は第一、第二の国庫納付金の率をアップしてお願いするとか、

そういうようにした方がすっきりするんじゃないか。これを定期的に思ひついたようにこういうようにするのは中央競馬会の健全な発展のためにもよろしくないんじゃないか。その点農水省としてはどのようにお考えですか。

○政府委員(大坪敏男君) 現在、中央競馬会法に基づきましては、第一国庫納付金は売り上げの1%。さらに剰余金が出た場合その二分の一が第二国庫納付金ということで、年間千数百億円の国庫納付金を納付していただいているわけでございしますが、何と申しまして、ここ最近では、先ほど中央競馬会の理事長も御答弁されておりましたけれども、他の公営競技が停滞ないし減少の中で独歩的にふえておる実態があるわけでございまして、こういった状況が今後果たして続くかどうかにつきましては、不確定な要素も多うございまして、よほどの経営努力を要するのではなからうかと思つてございまして、競馬が今後定着して国民へのサービスを提供していくためには、それなりのおもしろいゲームを提供するとか環境、施設の整備をするとか、そういった面での投資も要するわけでございまして、余りここで1%なり2%の率を上げることは、逆にそういう意味での経営的な努力の芽を摘むということになりかねませんし、結果的には逆に納付額自体を減少させるということもあり得るわけでございまして、現状の中では、私もといたしましては、現行の1%あるいは二分の一という数字は妥当なものというふうに考えておる次第でございまして、

○塩田啓典君 それでは次に、今後の設備投資計画とか、そういう臨時の支出に備える準備とか、そういう点については今回程度の納付金では支障がないかどうか。これは中央競馬会にお尋ねします。

もう一つは、今申しましたように、関係者の士気に及ぼす影響という点、国家財政に寄与して非常に生きがいを感じていらっしゃるのか、それとも一生懸命頑張つても取られて非常に困るんじゃないかという気持ちであるのか。そうなることを私は心配しておるわけですが、その点はどうですか。

○参考人(澤邊守君) 今後二カ年間にわたりまして三百億の特別納付をすることが私どもの運営に全く影響ないかということになりますれば、もちろんそれは影響がないとは言えないわけでございまして。しかし、幸いにして、最近二年ばかり業績が比較的好調になっておりますので利益も上がつております。そういうことからいたしまして、将来につきましては、いろいろ不安定な要素は予見されますけれども、私どもさらに一層経営努力をいたしますれば、大きな支障はなく対処できるのではないかと、こういうことを考えまして、六十二年、六十二年限りの特別措置ということで御協力をさせていただくということにしたわけであります。その意味では不測の事態に對します準備と、それからまた今後の積極的な設備投資という点から考えましても、特段の支障はなく、何とかしのげるのではないかと、こういうふうに考えております。

土気の点につきましては、確かにそういう声は内外にございまして、率直に申し上げまして。しかし、私どもの政府機関としての立場からいたしますれば、可能な範囲内において政府に御協力を申し上げるというのは当然のことだと思ひますし、また農政上の特別に緊急な要請であり、二カ年間の特別措置であるというようなことから私も考えたわけでございまして。しかし、私ども内部はもちろんでございまして、競馬サークル全体の中にも、先ほど先生おっしゃったように、そのぐらい納付する余裕があるならば、国庫納付率1%を改めるとか、あるいはもっと競馬サークルの中に還元すべきである、賞金を上げるべきであるとか、あるいは厩務員の給与をもっと上げるべきである、そういういろいろな声も全くなくはないわけでございます。しかし、ただいまの農政上の緊急の要請なり、あるいはこれに代えることによりまして我が方の運営に對する影響という点をよく説明いたしまして、今回限りということであるな

は心配しておるわけですが、その点はどうですか。

○参考人(澤邊守君) 今後二カ年間にわたりまして三百億の特別納付をすることが私どもの運営に全く影響ないかということになりますれば、もちろんそれは影響がないとは言えないわけでございまして。しかし、幸いにして、最近二年ばかり業績が比較的好調になっておりますので利益も上がつております。そういうことからいたしまして、将来につきましては、いろいろ不安定な要素は予見されますけれども、私どもさらに一層経営努力をいたしますれば、大きな支障はなく対処できるのではないかと、こういうことを考えまして、六十二年、六十二年限りの特別措置ということで御協力をさせていただくということにしたわけであります。その意味では不測の事態に對します準備と、それからまた今後の積極的な設備投資という点から考えましても、特段の支障はなく、何とかしのげるのではないかと、こういうふうに考えております。

土気の点につきましては、確かにそういう声は内外にございまして、率直に申し上げまして。しかし、私どもの政府機関としての立場からいたしますれば、可能な範囲内において政府に御協力を申し上げるというのは当然のことだと思ひますし、また農政上の特別に緊急な要請であり、二カ年間の特別措置であるというようなことから私も考えたわけでございまして。しかし、私ども内部はもちろんでございまして、競馬サークル全体の中にも、先ほど先生おっしゃったように、そのぐらい納付する余裕があるならば、国庫納付率1%を改めるとか、あるいはもっと競馬サークルの中に還元すべきである、賞金を上げるべきであるとか、あるいは厩務員の給与をもっと上げるべきである、そういういろいろな声も全くなくはないわけでございます。しかし、ただいまの農政上の緊急の要請なり、あるいはこれに代えることによりまして我が方の運営に對する影響という点をよく説明いたしまして、今回限りということであるな

らばということで関係者の了解も得ておるところでございます。

○塩田啓典君 それから私のおります広島にも場外馬券所が設置されました。できるまでには地元の方の大変な反対もあったようでありますが、話し合いで設置され、以後、関係者も地域住民に対しては大変気を使つて、トラブルもなしにうまくいっているように聞いております。

六十年度は二カ所場外馬券所を新設するのとですが、今競艇とか競輪とか大変売り上げがダウンしている中で中央競馬会が売り上げを伸ばしてきているという事は、場外馬券所の設置等の影響があるんじゃないか。その点はどうなのか。

今後、場外馬券所を幾らもふやすわけにはいかないし、今後の計画はどうなのか。中央競馬会の売り上げも、これだけが伸びるという事はそう樂觀できないんじゃないか。いずれ売り上げについても変化は出てくる、伸びがとまるという事も当然あるんじゃないか。そういうふうに思うわけですが、その点のお考えはどうなんですか。

○参考人(澤邊守君) 私どもの現在の売り上げ、昨年は一兆六千四百八十億でございますが、そのうちで場外が七十七億でございます。昭和五十年前後は確か五〇%前後でございましたので、かなり場外のウエートが上がつてきておる。これはレジャーが多様化する中で、いろいろのレジャーを同時に同じ日に楽しみたいというふうなこともございまして、わざわざ競馬場までは赴かないけれども近所で買つてまたゴルフに行くとかいうような、そういう楽しみ方が一般的になつてきているせいではないかなというふうに思います。また場外で投票券を買う場合も、従来はテレビも全く入っていませんでしたけれども、最近は一、二のテレビではございせんが、私どもの映像情報サービスも完備いたしました。場外においてレースの実況が見られるとか、あるいは下見所での馬の状態が見られるとかというふうないろんなデータを映像によつてサービスいたしております。それ

は競馬場まで行かなくてもかなり満足して観戦できるというこの影響ではないかというふうに思つておりますが、そういうような状況になつておりました。逆に場内への入場者がやや微減傾向をたどつておるといふのを逆に心配するくらい、場外の方が伸びておるといふことでございまして、しかし、全体として安定的に売り上げを伸ばしていきまされた場合には、場内への回帰も図らなければいけません。場外も一層伸ばしていきたい。一層といひましても、そう極端に至るところにつくるといふのじゃないし、地域調整もでき、また他の公営競技もそれほど打撃を与えないというやうなところを中心にして徐々にふやしていきたいというふうに考えておるわけでございまして。

六十年度は山梨県の石和と立川に二カ所つくりました。その前の都市のお話でございまして、広島は中央競馬にほとんど縁がなかったところの場外の売り場としてはテストケースでございまして、つくるまではいろいろございましてたけれども、御協力をいただきました。うまくいっておるところでございまして。

今後の計画でございまして、私どもはそういうファンの現にいてしかも中央競馬の馬券投票券を買えないようなところとか、あるいは地方の県庁所在地といふような中核的な都市、あるいはノミ行為が非常に多いんじゃないかというところ、こういうところを中心にして順次地域調整もとりながら地元の御了解を得た上で設置を著実に進めていきたいというところでございまして。現在も五、六カ所話題にのつて現にいろいろお話し合いをしていられるところもありますが、なかなか地元の一部の方の反対もございまして、一気にはいまいませんけれども、話し合いの上で着実にふやしていきたいなというふうに思つております。

それから売り上げについては余り樂觀はできないのではないかと。これは御指摘のとおりでございまして、ここ二年ばかりは順調に来ておりました。ことしも前年に比べて六〇%くらい今までの実績は伸びております。しかし、だからといって安

心はできないので、レジャー産業相互の間での競争も非常に激しくございまして、また公営競技もいろいろ経営の立て直しをやつておるといふことになると、相互の食い合いというやうな点もございまして。したがって、私どももいたしましては、安定的な発展をいたすか、伸長といひましても目指して公正、充実したレースを行い、ファッサーサービスを充実し施設を改善する、またPRにも努力する、いろいろなことで安定成長を目標に努力したいと思つております。

○塩田啓典君 中央競馬会が第一、第二納付金の上にならに特別納付金を納入して国家財政に非常に寄与されていることに我々は心から敬意を表するわけでありますが、今後とも国民から愛される健全なスポーツとして国民とともにさらに発展をするように関係者の御努力を心から期待する次第でございまして。

次に、農業改良資金でございまして、この改良資金の償還状況等は順調にいつておる、このやうなお話でございまして、現在までの農業改良資金として融資を含めてトータルではどの程度の金額になるのか。それと、今日までの改良資金による効果ですね。当然改良資金というものは、それぞれ政策目的があつて無利子の金をお貸ししておるわけであります。そういう資金が適正に効果を発揮しておるかどうかという事は非常に大事な点はないかと思つてございまして、そのやうな点はどのように評価しておるかお尋ねをいたします。

○政府委員(関谷俊作君) 貸付残高というよりは、むしろ今までに貸し付けました額の累計で申し上げた方が、この資金の規模と申しますか、がよりおわかりいただけると思つてございまして、これは五十九年度までの実績でございまして、累計貸付額トータルで四千四百四十四億でございます。そのうち技術導入資金、五十九年度まではそういう名前になつておりましたが、技術導入資金が二千七億、農家生活改善資金が六百八十二億、農業後継者育成資金が千四百五十四億でございます。

す。

これら資金の効果といふことでございまして、基本的にはいづれも農家を中心にして、個々の農業をやつておられる方々が自分の自主的な考え方方で新しい技術を取り入れる、あるいは生活改善に取り組み、さらに後継者として育つていく、こういうことでございまして、なかなか数字的な形では申し上げられませんが、技術導入資金一つ見ましても、この資金で取り上げた新しい技術、それがだんだん定着しまして、またそれに応じて新しい技術を取り入れて、こういうやうな意味で新技術の定着、導入、こういう効果を上げております。さらに最近では技術導入資金、今回で言へば生産方式改善資金でございまして、その中に地域農業技術導入資金という、普通の言葉で申しますと特認的に県の判断で設ける資金額がございまして、これが大変伸びております。内容的にいろいろ細かい地域特産的な作物もございまして、こういう形で各地域の実態に即した新技術の導入が図られておる、こういうふうに考えております。

生活改善の方は、内容的には一般的な生活環境の改善、こういうやうなことで、それからもう一つは、この中に高齢者活動資金というやうなものも設けられておまして、そういう地域的な形で環境改善への取り組み、あるいは高齢者活動の促進、こういう効果が上げられておるといふふうに考えております。

後継者の中では、後継者が共同で技術を習得する、あるいは研修教育を行うという形で、いわゆるソフトな形で自分たちの技術、識見を高める、こういうやうな活動と、それから部門経営開始資金といふことで、例えば畜産のある部門とか、そういうことを後継者御自身がこの資金を借りて始められまして、それを一つの踏み台として本格的な経営者として育つていく、こういうやうな効果が上げられておるといふふうに考えております。

○塩田啓典君 最後に農水大臣に要望をいたしますが、農村を回りまして、いろいろ政府の施策に

産振興費として計上された金額との比率は手元
持ち合わせておりませんので、後刻、率につきま
しては御報告させていただきたいと思ひます。

○刈田貞子君　これをちゃんと通告してあります
よ。このパーセンテージを教えてくださいとお願
ひしておいた。

そこで、そのパーセンテージが出てくるでしょ
う。そうすると、今度私が言うのは、こんなに中
央競馬会からお世話になっていきますねと、こうく
るんだから、そのパーセンテージが出てこないと
だめなのよ。ちゃんとお願ひしておいたのになん
なっているんですか。

つまり私が、細かい数字ではございませんけれ
ども、あらあら調べた関係でも、かなりの額を中
央競馬会から入れていただくお金で負担していた

だいていというのがわかっております。その細かい数字が欲しいなと思ったわけです。この中央競馬会なり、競馬会の設立の意義みたいなものも何かそんなところで感じなければならぬのではないかと、いふふに思ったり、この競馬の意義も何か果たしているのではないかと、いふふに思ったりするんです。さっきの話をずっと筋を通していきますと、いささか特別国庫納付というものの筋がどうなんだろうかと、いふふに依然として思っています。

それだけの余裕部分があるのならば、先ほど来話が出ておりましたけれども、例えばファンサービスのための還元率とか的中率とか、そういうものを考えることによって、より健全なゲームにこのことをしていくことにも大いに充てていかなければならないというふうに私は思っています。それからあととは競馬開催地へのいろいろな環境整備であるとかいふふうなものもあるかというふうには思っていますけれども、この辺、局長いかがですか。

○政府委員(大坪敏男君) 今の御質問にお答えする前に、先ほどお尋ねございました比率を申し上げさせていただきますかと思ひます。

五十七年度五八・七％、これは国が実際に予算上畜産振興費として計上している予算額に対する国庫納付金の四分の三相当額の比率でございます。五十七年度五八・七％、五十八年度五二・一％、五十九年度五五・四％、六十年年度六〇・一％、六十一年度七三・四％でございます。

それでは次の御質問にお答えさせていただきます。いと存じますが、中央競馬会の円滑な実施を図り、その発展を図るためには、ファン対策の充実なり競馬場、場外施設等の周辺環境整備を図ることが特に重要だと認識しているわけでございます。このため、中央競馬会におかれましては、従来から競馬場や場外施設の施設改善、テレビ等による情報提供の強化、あるいはファンサービスの充実等に努めてこられているところでございます。また競馬場や場外施設等、周辺の環境整備に

つきましても、地元の強い要請にこたえ、道路の改修等、来場する競馬ファンの通行や地域住民の利便に直結するものについてその整備を図ってきているところでございます。今回の特別国庫納付は、今後における必要な施設改善等に支障のない範囲で行われるわけでございますので、引き続き今後ともファンサービスの徹底を図り、実質的にファンに還元されるように十分指導してまいりたい、かように考えております。

○刈田貞子君 ただいまのパーセンテージ、六十年七三％です。こんなにお世話になっているんです。これは大変なものだといふふうに思っています。

それで、今ありました三百億は、競馬会の財政に影響を与えない範囲のといふふうにおっしゃっておられましたので、私もそういうふうな理解をしたのであります。

競馬会の方にお伺いいたしますが、いただいた資料で見ますと、開催場所、開催した競馬場の数が十カ所というふうな五十五年からずっとなっているわけですね。私が記憶しているのは、競馬法で十カ所が指定されているはずなんです。

が、開催されないところもあるわけですね、十二カ所といふと、それから開催回数が年間をずっと通して三十六回になっております。そして競馬法で年三回以内という規定がありますから、これは十二カ所掛ける三回で三十六はいんですけれども、いただいたデータだと十カ所しか開催されていないわけですね。恐らく使われないでいる競馬場もあると思うのですが、これはいかがですか。

○参考人(澤邊守君) 現在十カ所の競馬場で中央競馬は開催をいたしておるわけでありまして、競馬場といいたしましては、そのほかに横浜の競馬場、これは根岸でございます。日本の競馬の発祥の地に近いわけでありまして、それから宮崎の競馬場の二カ所があるわけでございますが、実態を申し上げますと、法律上はその二カ所も競馬場で開催できるところになっておりますが、横浜は既に競馬場としての実質はないわけでございます。森林公園にたし

か利用されておるわけでございます。それからまた宮崎は中央競馬会への育成牧場ということになっておりまして、場所はございますが、競馬を開催するような施設が整備されておらず、開催施行もいたしておらない、かような実態にございます。したがって、その開催回数の範囲内において、特別な事情があるからといふことで、他の十カ所で開催するのには振りかえまして全体の開催回数をこなしているわけでありまして、

実態と法律とずれておるんじゃないかと御指摘があれば、あるいはそれとおりのかと思ひます。機会があれば直してしまふべきではないかといふふうには思っております。

○刈田貞子君 気候の状況とかなんとかの状況によってその場所できない場合は他でそれをやるというふうなことも書いてありますから、それはいいと思うが、府中の東京競馬場の場合はたしか毎週土日、土日でやっているのと違いますか。にぎやかに人が集まりますので、私は東京競馬場のそばにおりますものでございますから、大変ににでございます。

このことを聞いたのは、先ほどいろいろ設備投資の話が出ましたけれども、現に持っている施設等の維持管理、運営というふうなことにしても結構お金がかかるんではないかというふうなこと、使つてない馬場なんかはどうなっているのかというのを考えたもので、今そういうのを伺ったわけでございます。決して維持管理等にお金がかからないわけはないわけですから、そういうことで私がいろいろ言うているのは、それだけの余裕があるのならば、競馬会としてはまだやるべきことがあるのではないかと、いふ筋の方を通してみたといふ言ひでございます。

ついでに申し上げますけれども、今の東京競馬場の府中市は、大きな声で言つていいのか悪いのかわかりませんが、一般会計に十億ほどの迷惑料をちょうだいしているわけでございます。し、そのほかに、そこにありました厩舎を茨城県

美浦町に動かしましたことによつて大変立派な体育館をつくつていただきました。市民のもの同様に使わしていただいているわけです。ああいうのが喜ぶんですね。競馬の開催地、特に東京競馬場というのは日本の代表でございますので、そこでこうむっている有形無形の被害といふのは、これは当地で聞いたらもう一時間聞いても終わらないくらいあるわけでありまして、それに対してそれ相應のことをなさつていただいているわけでございますけれども、今後ともこうした開催地の環境の確保とか整備とかいふようなことは大事な要件にますますなつていくであろうといふふうに思っています。

府中の場合も昔はあそこ厩舎があつて、そして厩務員さんもみんなあそこ寝起きしておつたわけですね。それが市街化が進むことによつてああいうふうに移転を始めたわけでございますから、今後ともこうした手だてといふのはいろいろな格好が必要だろうといふふうに思っています。

競馬会の方としてこういう開催地の環境確保といふようなことでどんなお気遣いをしていらっしゃるかと。

○参考人(澤邊守君) 競馬の開催に伴ひまして、競馬場、場外の発売所の周辺に交通の混雑、渋滞とか騒音だとか、あるいはごみの散乱とかいふことである御迷惑をおかけしておりますので、そういう被害を、これは完全には防ぎ切れない点はあるかもしれませんが、できるだけ少なくし緩和するといふようなこととあわせて、直接関係がなくても周辺の生活環境の改善に資するような仕事をし、それを通じて競馬開催に対して地元の方々の御理解なり御支持を得て円滑に実施していきたいといふことで、事業対象といいたしましては、道路の整備だとか、あるいは交通安全施設、信号その他ガードレールとか、そういうものをつくつたり、あるいは公園なり広場をつくつたり、中には文化教育施設なり体育館をつくるというのに対して御援助を申し上げているということをやっております。

大体五十七億円の予算で六十年はやつて

おりました。ここ数年来わずかでございますが少しずつふやしておるといふことで、地元市町村のそのような事情に対して御援助といひますか、迷惑料がわりに交付させていただいておるといふこととでございます。これは大変地元でも歓迎をされておりました、御要望も非常に強いところでございますし、一回やりましてまた道路なら補修しなければいけない、再舗装しなきゃいかぬといふような問題もございまして、大事な仕事だと思つておりますので、引き続きこれまでと同じように努力していきたいといふふうに思つております。

○刈田貞子君 地元でも自動車の被害については大変に迷惑だといふことで、競馬の日にはノー・カー・デーといふふうなボスターまでつくつてできるだけ車をたくさん持ち込まないよう、パニックになるわけですね、それで持ち込まないようといふふうな運動もやつておりました、こんなふうなもの中山にもあるだろうし、結構あつちこつちに出てくる現象だと思ふんですね。私は有形無形のこうした迷惑に対してある種の配慮はしていかなければなりませんし、それについては費用もかかるでしょうといふことで、そういうものも十分にプールしておいた上で、召し上げられないようにプールしておいた上で、その上で余力を国に出すなら出すといふふうな形にしないと、本命の方の仕事が十分にできなくなるやうであつては困るという趣旨でこういうことを申し上げましたので、今後ともひとつよろしく願ひしたいと思います。

法案そのものとは関係ないかもしれないんですが、これは局長の方に伺ふことでございしますが、ただいま中央競馬会の方からも多額の振興資金をちょうだいして日本の酪農あるいは畜産業といふんですか、こういうものに力を入れていただいて、国を挙げて今日日本は畜産に力を入れているといふところなんですけれども、そういう私どもの努力に穴をあけるような事実を聞きまして、新聞のデータもとりましたのでちょっとお伺いいたします。

いをいたしますわけです。

北海道を除いた生産団体のいわゆる指定団体の人たちからの話でございますけれども、昨年需給状況が緩和されたといふこと、あるいはことしの三月、加工原料乳保証価格が引き下げになった、九十円十銭で引いた、それが八十七円五十銭になりまして、引き下げになったといふこと、そういうことを盾にして大手の乳業三社が取引に対して大変圧力を加えてきているといふ話を聞きまして、生産団体がそういうことでつぶれていく、ないしはせつかく足腰強い酪農家をつくつていくといふとされているとき、こういう水を差すやうな話が出てきては困ると思ふので、事実関係をどのやうに認識していらつしやるかお伺ひしたいわけなんです。

その取引の中身というのは、脂肪分は普通、基準で三・二ですが、この三・二の基準を三・五にせよとか、あるいはまた〇・一％超えようと八円乗つかのを四円しか乗せませんとかといふやうな話、あるいはまた原料乳の受け渡し工場を複数にする、あるいはその転送分については自己負担にするとかいふやうなこと、それから代金の期限の遅延、延長ですねそれから飲用向け乳価を百十八円から百八円にするといふやうなこと、それから乳量の削減あるいは要りませんといふ拒否、こんなことまで起きてくるといふやうな条件がついていくといふんです。そして、もしこの条件を緩和してもらいたいのならば、我々の系統のメーカーがつくっている配合飼料でも買つてくれれば何とか緩和しますよといふやうな条件までついているとかいふ話がありまして、酪生産者がいろいろ検討しているやうでございしますが、これも、これはまさに価格カルテルにもひつかかるかもしれないし、いわゆる公正な取引といふことにまさに反する行為でございまして、こういうふうなことの事実を知つていらつしやるかどうか、そしてもしそういうことがあれば厳重に御注意をいただかなければならないといふやうに思ふんですけれども、いかがでしょうか。

○政府委員(大坪敏男君) ただいま先生がおっしゃいました事例は飲用向けの生乳取引に關してのことかと思つてございしますが、現在の不足払い制度のもとにおきましては、加工乳につきましては政府が加工乳の保証価格を決める、また別途、指定乳製品の価格から製造販売経費を引きまして基準取引価格を決める、したがってその差額を国が不足払いするといふ仕組みになっていてるわけでございますが、この制度のもとにおきまして、飲用向け生乳につきましては、いわば需給実勢価格として形成されることを期待しておりまして、あくまでもこれは当事者間の取引といふことで今日まで至つてはいるわけでございます。確かに、先生今お話のございましたやうに昨今極めて需給が緩んでいる時期でもございまして、そういうことから、今の飲用乳に關しましてはかなり買手市場的な様相を呈しているやうでございまして、そういう意味から取引条件につきましては、乳価の引き下げとかいふような意味での提案がメーカー、乳業者の方からなされているんだらうと思ふわけでございます。

私、実は三月、乳業会社の幹部の方々とお会いした際には、ことしに關しましては、生産者団体も三・一％といふこれまでにない減産を行つていふやうな状況であるので、生産者を余り刺激することなく円満な妥結をしてほしいといふことを要請したことがあるわけでございますが、ただいま先生の御指摘もございまして早速その辺は調べてみまして、私どもとしてどのような対応が可能かについては検討いたしてみたいと思ひます。なお、最後に御指摘ございました自社系列の飼料の購入を強要するといふ例があるといふやうなことを私も情報を得ましたので、関係県を通じて調査する一方、乳業者並びに乳業者団体からも事情を聞いたわけでございますが、今のところそういう事実を確認するまでに至つておりません。もとより、このような事実は独禁法上の不公正な取引に該当するわけでございますので、あつてはならないことでございまして、したがって

で、私どもは、改めて乳業者並びに乳業者団体に對しましてこのやうなことがないように注意を喚起した次第でございまして、今後とも十分注意を払つていきたいと思ひますが、仮にそういう事実があつた場合には、公正取引委員会とも相談しながら是正につきまして十分指導してまいりたいと、かように考えております。

○刈田貞子君 局長、円満な妥結をしていただきたいように要望してきたといふふうにおっしゃいましたけれども、局長が言われる円満な妥結といふのはどういふ話し合いのことですか。

○政府委員(大坪敏男君) 率直なところ、現在の飲用乳の需給関係を見ますれば、先生御案内のやうに極めて緩んでいる状況でございまして、そういうことで、先ほど買手市場と申し上げたわけでございますが、したがって経済原則的に見れば、かなりそれは引き下げるといふ状況かと思つてございしますが、生産者自体、一方で三・一％の減産といふかつてないことに取り組んでるわけでもございまして、官民一体力を合わせて、牛乳、乳製品の消費拡大をやろうといふやさきでもございまして、そういう点から諸般の情勢を考えまして、単に経済原則だけでなくて、そういうことも加味した形で円満な話し合いをしてほしいといふことを申し上げた次第でございします。

○刈田貞子君 一方で一生懸命酪農を底上げして、いこうという動きがあると、一方でその足を引っ張る動きがあるといふのは、トータルで見るとまことに不都合でございまして、ですから、そういう御指導をきちんとしていただかないと困るなといふやうにこの記事を見、そして事情を聞きまして思ひましたので、よく御指導をお願いしたいと思います。

時間がなくなりましたのですけれども、園芸局長が手持ちぶさたのやうでございまして、一問だけちょっとお伺ひをいたします。

昨年の四月に金融三法をみんなで論議いたしました。その中で農業改良資金の一部手直しがあり

ましたものですから、そこでみんなで議論をしたわけでございますね。そのときに、すべての委員の方からあつた御発言として、需要動向をしっかりと見定めなければならないというのを、私は會議録を全部読ましていただいて、どの委員もみなおっしゃっているわけでございます。つまり、資金需要というのはどのくらいあるのか、その動向をきちんと見定めていただいた上で資金計画を立てなければなりませんよということが言われておるわけでございますけれども、先ほど来皆様が御指摘なさっておりますように、枠がだぶつていて、そして需要の方がいささか落ちていくというふうな感じがあるんじゃないかというふうな思ふんですが、今回のこの法の改正の一番基本に当たる部分のところがどうなるかというので、その答弁をまず局長の方から伺ひまして、そしてあわせて大臣の方からは、日本の畜産関係の事業の底上げといひますか、さらにこれを振興させるための抱負を伺ひまして質問を終わらせていただきます。

○政府委員(関谷俊作君) 資金計画の問題でございますが、六十年、昨年の金融三法の際は、新しく生産方式改善資金といひまして、果樹、畜産、野菜、養蚕という四資金を設けたわけでございますが、そういう新資金の制定拡充ということと相まちまして、昨年、六十年度は四百六十億円の枠を設定いたしました。

六十一年度につきましては、今回の財源措置とも関連しまして、新しい資金というものも設けながら資金需要に対応していきたいということで、稲作、畑作関係の新しい資金と野菜の資金、畜産振興資金についてはそれぞれ内容的な拡充をいたしました。全体こういう新規新設、拡充と合わせますと、昨年度をさらに上回ります五百九十七億円という資金枠を設定して対応したいということでございますので、なおこういう制度のよく普及徹底も図りまして、せっかくいただいております大事なお金でございますので、有効に使うように十分この資金を活用してまいりたいと思っております。

す。

○國務大臣(羽田孜君) 畜産全体の底上げの問題でありますけれども、酪農につきましては、確かに一時的な現象というふうには私どもは見たいんですけれども、いざいざにしまして、乳がだぶつておるといふ現象はございます。そういう中で経営というものを少しでも強いものにしていくためにこの間の価格決定の折にもいろいろと対策をしておりますけれども、乳肉一体の経営を進める、こういうことをしていかなきゃいけないと思っております。

また、肉生産そのものの方につきましても、これは繁殖と肥育、これを一体にしたが強いものにしていく必要がある。また肉がまだ現在はそのなにも多くないという現状もございますのでそれを進めていくということ。また今までの肥育というのは割合と長い期間かけてやっておりましたけれども、これを少し短くして、サシの入ったものというよりは、今若い人たちの需要なんかを見てましても、赤肉に対する需要というのが非常に強いといひことがあります。こういうものもよく目指しながら市場の実態に合わせた生産を啓蒙し、それと同時に、足腰の強いものをつくり上げて畜産、酪農というものがともに発展していけるような方向というものをこれから進めていきたいと思ひます。

その場合には、養豚の場合なんかいたしましても、例えばハムなんかの原料というものがちょっと偏つておるといふ現状もありますから、こういうものにたえられるような体制もつくつていくということが大切かと思つております。

○下田京子君 まず、今回の改正案についての基本的な我が党の見解を述べたいと思ひます。

農業改良資金の原資を中央競馬会の特別積立金を取り崩していくことで対応していくということなんですけれども、農業改良資金そのものは無利子の資金でございますので、農業の発展、農家の皆さんの役に立つという点でこれは賛成できるものだと思います。ただ問題は、こうした

農業改良資金の原資というものは本来一般会計予算で措置すべきものではないかと思ひます。

そこで今聞きたい点は、大臣は、法案の趣旨の説明の中でも、今回の措置が今回限りだと言つておられます。また局長の方は、三年後についてはどうするかという点について、基本的には一般会計等で相当の努力をする必要がある、こう言われているわけですね。つまり今回の対応というものは、明確に言えば、予算全体が大変圧縮されている中で、農業予算削減という臨調の路線に基づいてやむなく緊急措置として出してきたものだということですね。

○國務大臣(羽田孜君) 多少先生の恣意が入っているんじゃないかと思ひますけれども、私どもとしては、農業改良資金というものはどうも今緊急に必要なものであつて、この枠を拡大していきたいという考え方を持っております。そういう中で、今御指摘のとおり、本来でございますと、一般会計の中からこれを充当していくといひことが本来でございます。そういう意味で、私どもとしても、一般会計からの繰り入れというものを四十億したわけでありまして、けれども、まだ不足するものについて畜産を振興するといひ基本的な考え方をもちます中央競馬会の方からも御協力をいただいたといひことでもあります。

ただし、これは私も臨時特例措置だといひことも申し上げたように、本来は一般会計の中へ進めていくのが筋道であらうといひふうに私も思つております。ただ、この厳しい事情を臨調路線によつてといひお話でありますけれども、ただ臨調路線というだけじゃなくて、今日の経済基盤をつくるために相当な国債を発行してきた、この発行したものを返さなきゃならぬ、物すごい大きな勢いで今返済の時に迫られておるといふことでありますから、それで相当ウェートを占められておるといふ中で全体がへつこんできているんだといひことも御理解をいただきたいと思ひます。

○下田京子君 農業予算を削つていふことを御理解なんといふことはとてもないことです。

中央競馬会法の三十六条の規定によれば、中央競馬会の国庫納付金については、その四分の三を酪農、肉用牛振興など畜産の振興の経費に充てる、こうなつておるわけですね。先ほど御議論がございましたけれども、六十一年度予算を見ますと、中央競馬会の納付金が一千九百二十二億円計上されておいて、四分の三といふのは一千四百四十二億円になります。一方、畜産振興費等はどうかと言へば、一千九百六十四億円で、さつきのお話では、七三・四の程度が畜産振興費等予算の中で中央競馬会からの納付金によつて賄われているんだといひお話であつて、問題がないような御見解でございます。

しかし、これでいいんだといひような御認識であつたなら大変問題だといひ点で申し上げたいのは、今畜産振興費等という形で持つて推移を見ますと、先ほど御説明ございましたけれども、まさに中曽根内閣になつて行革、臨調路線といひものがしかれて、五十七年度で二千三百四十九億円だったんですが、六十一年度予算ではどうかと言へば、一千九百六十四億円で、対五十七年比で見れば八三・六%、実に一六・四%減といひ状況ですよ。しかも純然たる畜産局の予算で見ればどうかと言へば、五十七年度には一千六百四十三億九千九百円だったわけですが、それが今回の改良資金、つまり農畜園芸局の今回の法改正分も含めて一千三百三十五億二千七百円で、これは五十七年対比で三百八億円で一八・八%減になつておる。一方、競馬会の方の納付金の方はどうなんでしょうかといひことを見ますと、五十七年当時は一千八百三十八億九千九百円でした。それが六十一年度予算では一千九百二十二億七千万円という形で、実績八十三億一千六百万円増になつておるんです。

ですから、この競馬会法の趣旨からいっても、これだけ国庫納付金がふえているといひことになれば、畜産局の予算といひのはむしろふえてしかるべきではなからうか。そしてまた今後売り上げが伸びていって、その売り上げの伸びに合はず逆

に畜産振興費予算等がこのまま落ち込んでいくようなことになったら、逆現象も出てくるという問題を含んでいるんだという点での御認識を聞きたいと思ひます。

○政府委員(大坪敏男君) 数字上から見ますればただいま先生の御指摘のとおりだと思ひますが、私ども内容的にはいろいろ工夫しているわけですが、引き続き額の確保はもとより、内容的にも畜産振興のために、足腰の強い畜産のために今後とも金額の確保と同時に、質の高い内容の予算ということで引き続き努力してまいりたいと考えております。

○下田京子君 大臣、畜産局の予算は減らすんではなくてむしろふやすべきじゃないかと御決意を聞いているんです。

○国務大臣(羽田孜君) 予算を減らしてきた中には、確かに今まで補助金等出しておつたものを削つたりなんかしております。これは全般的に切り下げていかなければいけないというところであります。ただ、今局長からも答弁しましたように、予算の額そのものでは確かに減つておりますけれども、私どもとして、これから酪農、畜産等を進めていく、そのための今日の需要に合ったもの、こういうものについては手当てをする、あるいは新しい芽を出していくようなことも考えております。畜産、酪農全体を振興するというところに、ついでには何とか私どもはこの中でやっていたりしないかと思つております。ただ、必要なものについてはできるだけこれからは確保するように努力していきまますという所信は申し上げておきます。

○下田京子君 予算を減らしておいて振興といつても、それは空のかけ声だけ、そこはもう明確だと思ひますね。

剰余金を積み立てた特別積立金を取り崩して国庫に入れる、こういうような対応をするというのとなら、むしろ競馬の健全な発展という形で多くの関係者に還元すべきです。これは競馬関係者の声なんです。その点で明確に今回の措置というの

は後ろ向きだということとは明確なんですよね。

聞きたいことは、今までも例えば馬券を買わなくてもスポーツとして競馬を見て楽しむとか、家族ぐるみで競馬場に行つて楽しむとか、いろいろそういうファンに対する対応はなされてきたというところは承知しているんですけど、なかなかどうしてまだ決まらずに十分でないところとはお認めのとおりでありまして、今後とも積極的に競馬生産も含めたそうした対応に力を入れていくという点での決意をまず聞きたいと思ひます。

○参考人(澤邊守君) 競馬を健全な国民の娯楽として発展させていくというためには、まだまだやらなければならぬことが随分多いわけでございします。先ほども申しましたように、レジャー産業全体の中での公営競馬の厳しい現状からいいますと、私も将来楽観できないという点からいいますと、かなり思い切つた積極的な投資をして、ファンサービスを進めていくということが必要だと思ひます。また御指摘ございましたように、生産対策につきましても、日本の競馬は事業としてはかなり栄えておりますけれども、レース、馬の實力からいいますと、国際的に見るとまだまだ、後進国とは言いませんけれども、先進国にはまだちょっと届かないというのが現状のようございします。強い馬をつくり、いいレースをお見せするというところに生産対策の面でも力を入れていかなければいけないというふうに考えております。

○下田京子君 強い馬づくりとよいレースをというお話ございましたけれども、特にその担い手であります軽種馬生産農家の問題、私が改めて指摘するまでもございせん。もう御承知のことと思ひますけれども、大変な負債で苦しんでおります。特に北海道の日高地方の場合、全国の軽種馬生産農家の約七割という状況の中で、負債総額で四百億円、一戸当たりがざつと三千万円、これは政府も調査されて御存じだと思ひますが、うち半分が固定化負債と言われております。そういう

中で、六十年代から三年間で九十億円の負債対策というものを組まれた。しかし、これで十分と言えるかどうかという点では甚だ疑問な感じを受けるわけですね。その点でどういう認識をして、今どういう対応を考えておられるのでしょうか。

○政府委員(大坪敏男君) 軽種馬生産農家の経営実態につきましては、北海道庁が五十九年実施した調査があるわけですが、これによりま

す……

○下田京子君 承知してまます。

○政府委員(大坪敏男君) 負債に限って申し上げますと、一戸当たり二千九百四十一万円というところとございまして、このうち系統資金が二千三百七十六万円、制度資金が五百三十三万円、その他の借入金が六十二万円となっているわけとござい

それ、私どもの対応でございますが、軽種馬生産農家の中で、借入金によりまして急速に規模拡大しないしは優良な種馬の導入等を行った企業を中心に、経営力なり技術力なり資金力等々が伴わないこともございまして、負債が固定化し、借入金の償還が困難となったものも見られるようになってきたわけでございします。社団法人日本軽種馬協会が日本中央競馬会等の補助を受けまして、昨年度から三年計画で軽種馬経営改善資金を設けてござい……

○下田京子君 局長、私の言っていることに答えてください。

○政府委員(大坪敏男君) 償還困難なものを長期低利の資金に借りかえることを実施しているところとございします。また、こういった負債整理問題につきましましては、単に償還期に達したものを長期低利の資金に借りかえるだけじゃございせん。で、個別個別の農家にそれなりの経営不振の要因があるわけとございします。で、そういった要因分析もしながら、生産団体なり関係団体一体となつて農家ごとに最も適切な経営面あるいは技術面の指導を行う、そういう体制で現在臨んでおるところとございします。

○下田京子君 具体的に実態を掌握した対応というものが今非常に望まれておりますから、重ねて負債対策等への対応もお願いしたいと思ひます。

次には、強い馬づくりのために今何が必要なのか。いろいろ御要望は何つておりますけれども、特にその中で一つは種つけ料が大変高い、助成できないか、そういう御要望を聞いております。馬のよしあしは血統が決まるとまで言われておるそうですが、優良な種馬の場合に種つけ料だけでも一回二百万、三百万もかかるそうですね。そしてまた受胎率は平均でも八割という状況で、とても零細な農家では手が出ない、こういうふうなお話です。ですから、受胎しなかつた場合のその損失分、一定部分についてのカバーができるような助成策というものは考えられないだろうか。

あるいはまた、中央競馬会が購入しております種馬、昨年は一頭のみだったそうですが、それが日高地方に回つていくことも承知しておりますけれども、日本軽種馬協会に寄贈して各地で活躍している、こういう優秀な種馬購入というものをもっと積極的にやっていくことができないだろうか。

以上、二点について伺ひします。

○参考人(澤邊守君) 種つけ料が高いからという点の問題でございしますが、私どももいたしましては、優良な種馬を海外から入れまして、また国内の馬でも種馬を購入いたしました。軽種馬生産農家に比較的安い種つけ料で御利用いただくというこのために、軽種馬協会に対して無償で寄贈するというをやっております。昨年にも輸入種馬一頭、それから国内産の種馬一頭、二頭について寄贈をしたわけでございします。確かに種つけ料はほかの動物と比べて高いことは事実でございしますが、そういうことで実質的に種つけ料の低減に寄与しているというふうに思つておりますし、今後ともこの事業は引き続き続けてまいりたいというふうに考えております。

積極的に種馬をもつと導入すべきではないかという点でございしますが、軽種馬登録協会自体も、協会の積立金の中で種馬を購入して種つけ

○下田京子君 経緯はいから今後ちゃんとやっ
てくださいますね。

○参考人(澤邊守君) それは今後給与がどのよう
になるか、それとの関連で退職金にどういうふう
にはね返るかという問題がありますので、今これ
を要するといふ考えを持っていますわけではござい
ませんけれども、調教師の負担能力というのは最
近非常に上がってきておられます。これは勝負の世
界で優勝劣敗原則が働きますから、調教師によっ
て負担能力につきましては差はありますけれども、
かなり上がってきておられる面もありますので、
今後とも必ず一〇〇%永久に中央競馬会が負担す
るというのを決めていくわけではございません
けれども、今すぐそれを要するといふような考
えは今持っておるわけではございません。今後の
推移を見ながら、調教師の負担能力、馬主の負担
能力、それから給与の実態というふうなものを見
ながら検討すべき問題だというふうに思います。

○下田京子君 非常に不明朗な答弁じゃないです
か。ですから毎年毎年皆さん心配して予算措置の
たびに確認しているんですね。労使間の今の経過
の話はいって言ったのは私は承知しているから
なんです。

中央競馬会は昭和三十五年二月十九日付で中央
労働委員会のおつせん案第五項という格好で確認
されているでしょう、御承知でしょう。

○参考人(澤邊守君) 承知しております。

○下田京子君 それを要するといふことではない
でしょう。

○参考人(澤邊守君) 私どもは中央競馬会として
必要な場合に負担すべきだといふことは当然でござ
いますけれども、すべてについて将来とも負担
していかなければならないといふところまでこの
あつせん案は述べておられるというふうには解釈いた
しておりません。

○下田京子君 そんな論議がどこでされたこと
ございますか。今後さらに労使関係の安定のために
責任を持つて積極的に努力するといふことになっ
ているんですよ、あつせん案の内容は。それはも

うけしからぬ話ですよ。ただ、私は今時間がな
いから詰めて議論するつもりはないですけれども、
そういう対応でいったら、今言うような既務員の
労働条件の不安定な状態を許すような結果になる
心配というものがあつたといふことになるじゃあ
りませんか。当面はそういうことで対応しているこ
とを要しない、こうおっしゃっていただきますから、
それを継続されることを再度要望しておきます。

もう一つ大事な点なんですけれども、賞金が
どういふふうに分けられるかという点でこれまで
いろいろ御議論になっておられるようですね。現在、
売上額、六十一年度で見れば一兆六千六百五十九
億円見越してありますけれども、その七五%とい
うのは払い戻しになりますね。一〇%が第一国庫
納付金に行くわけですね。その他残り一五%がも
ろのところに競馬を取り巻く事業費なんという
格好で計上されているわけなんですけれども、うち六
%が馬主に行くといふことは、私は馬主の肩を持つわ
けじゃありませんけれども、その預託料が払えな
いなんていうことになる大変なことです。預
託料の中には既務員から騎手からもろの人の人件
費が入っているわけですね。先般、東京の馬主会
報を見ますと、一頭当たり現在八十万円ぐらいの
赤字になっている、こういうお話も出てくるわけ
です。そういう点からして、とりあえず、いろいろ
あるでしようけれども、今後の検討課題の中
で、諸経費が大変アップしている状況でございま
すだけに、言ってみれば、売上金の六%復活とい
う格好で検討をいただきたい。

○参考人(澤邊守君) 賞金の額につきましては、
確かに六%問題というのがございましたが、現在
は実質売り上げの四・七%ぐらいになっておるわ
けでございまして。

そこで、賞金は今後どうあるべきかといふこと
につきましては、世の中の常識というものもござ
いますし、また勝負の世界で優勝劣敗ですから、
いい馬を育てて、いい馬を持っておる馬主さん
は、あるいはそれにつなげておる調教師、騎手

は賞金の取得額が非常に高くなる。余りいい馬を
持っておらない場合には賞金の獲得額が非常に少
ないといふことで、その間の格差がある。格差が
あることによつて勝負といふのはおもしろくなる
わけで、みんな同じように最低の方でも懸賞経費
が全部、飼養管理の経費が全部償うといふような
ことでは、励みにならなくていいレースが展開で
きないといふことになっておるわけで、優勝劣敗原則
といふものは賞金の場合考えていかなければなら
ないといふふうな考えております。そういう点か
らいたしますと、私どももいたしましては、現状
程度で適正な賞金額ではないか。もちろん今後の
推移によつて一般物価のこともありますし、ある
いは飼養管理の経費等も見ながら変更を加えるこ
ろはもちろんですと思ひますけれども、基本的
にいい線できているのではないかと思ひます。

なお、一言申し上げますと、全頭数について総
懸賞費を大体償うところに現在の賞金額はきてお
る、その中で個々には差がある、償わない人も、
大いに償ってあり余る人もある、それが勝負の世
界で、原則的にそのような姿になつておるのが望
ましいのではないかとこのように私どもは思つて
おります。

○下田京子君 言いわけばかりやね、さつきか
ら伺っていますと。競馬の発展をと言いつながら、
実際にやられている予算上の措置といふのは全く言
いわけなんです。全部は私は否定いたしません
けれども、もつと積極的に本気になつての対応と
いふことが必要じゃないでしょうか。

もう時間になりましたので、最後に大臣に一つ
お聞きしたいことは、実は地方競馬の中の東京
の特別区競馬の問題なんです。これはナイターの
問題で、昨年閣議決定で時間延長が認められ、夜
の九時までといふことで一方的に区で見切り発車
するといふ格好になりました。ただ、その中で品
川の区長さん自身もいろいろ申し上げておるんで
すよ。今や地方競馬の役割は終わったんじゃない
かと、あるいはまたナイター競馬実施になりま
すと、付近に対するいろいろな問題もあるんじゃない

ないかと、いろいろ御指摘されております。そ
れをなぜに見切り発車というふうな格好でいった
のか。これは大変問題で、八千人もの反対する会
の方々が署名を集められているのです。区議会
でも結論が出てないんです。こういうふうな状況
の中で、もう一度きつとした説明をし、地元との
合意を得る努力をなさる、その指導監督としての
大臣の決意を聞きたいといふことです。

それと、最後に、さつきお話ししておきました
宿題、馬事等振興費の具体的な事業内容と数字を
お述べください。

○参考人(澤邊守君) 馬事等助成金十九億七千
万、これは六十一年度予算であります。一応予
定しておりますのは、軽種馬協会に対する助成
金、これはラウンドで五千三百万、それから日本
軽種馬協会への助成金一億六千七百万、競走
馬育成協会の助成金一千五百万、この辺が生産関
係の団体に対する助成金であります。それから日
本馬事協会助成金二千百万、競馬共助会助成金六
億一千百万、日本調教師会助成金一千三百万、日
本装蹄師会助成金三千九百万、馬事文化財助成
金三億六千四百万、その他は在来馬の保存事業助
成金一千四百万、それから馬事事業助成金六億七
千万、以上でございます。

○政府委員(大坪敏男君) 大井競馬のナイター開
催の問題についてでございますが、私どもは本件
に關しましては基本的には、地元の住民の方々と
びに地元警察等関係者の理解を得ながら進める
といふことが重要だろうと考えておるわけでござ
います。この方針に沿ひまして特別区競馬組合
を指導しているところでございます。

ところで、最近の情勢をいたしましては、大井
競馬場が所在します品川区の議会におきましてナ
イター競馬の実施につきまして審議した上で、品
川区長は、地元の要望等に対し確実に対応するこ
とを条件に実施することはやむを得ない、いわば
条件つき賛成の回答を特別区競馬組合に対して行
ったといふふうに承知しております。これを受け
まして、特別区の競馬組合におきましては、これ

ら関係町会などから要望されておりますところの防犯体制の問題、街路灯設置の問題等々につきまして、現在警察当局等とも協議をしているという状況にあると聞いています。

そこで、大井でのナイター競馬自体はことしの七月から開催予定ということのようでございますが、その実施につきましては、関係者の理解を得ながら円滑に行われるよう私どももいたしまして必要に応じて今後とも特別区競馬組合を指導してまいりたい、かように考えておるところでございます。

〔理事星長治君退席、委員長着席〕

○喜屋武眞榮君 ます初めに財源問題についてお尋ねします。

今回の法案の骨子は私も理解しておりますけれども、日本中央競馬会から昭和六十一年と六十二年二年間にわたって百五十億の倍の三百億を国庫に納付させて農業改良資金の財源に充てるという骨子のようにありますが、予算が従来四年も減額されてきた、これを少しでもよくしていくという意図からすると、これは結構なことだと思います。

農業に直接使えるお金がプラスするわけですから一応結構です。ところが、このような措置があるべき本当の措置であるかどうか、こういうことに對して疑問を持つわけなんです。

中央競馬会の売得金の今後の見通し、どのような見通しを持っておられるのであるか、まずそのことを最初にお聞きしたい。

○参考人(澤邊守君) 中央競馬会の売得金、売り上げでございますが、これは五十七、五十八年度はほぼ横ばい、一％台の伸び程度にとどまりましたが、五十九年度は四％を上回り、昨年、六十年度は九％という大変順調な伸び率となっております。これは競馬場や場外の発売施設を整備したり、あるいは新設をしたりといったようなこと、あるいはファンに対します映像伝送サービスを全国的に場外発売所に設置したというようなこと等の効果があらわれたものと思っております。

今後の見通しはいかんというお尋ねでございますが、競馬事業は大変ファンの動向に左右されて、またファンがある意味では非常に移り気と申しますか、固定をしておりませんので、事業の性格上不安定な面が否定できません。したがって、今後どうなるかというのを断定的に申し上げるのは非常に申しにくいわけでありまして、ことしも幸いに一月から現在までのところ六％ぐらいい伸びておりますので、ことしは比較的に順調にいくと思えます。来年度以降は激しい最近のレジャー産業相互間の競争に激しいものがございまして、公営競馬もそれ御苦労なさっておりますし、場外施設を新設するということが対しましては、場外施設を新設するということが、ほかの競馬もどんどんそういう方向で進んでおります。したがって、将来これまでの最近の好調を続けるということを案視するわけにはまいらないと思っております。しかし、私どもといたしましては、公正、充実したレースを見せることにより、また施設を改善いたしまして非常に快適な気分の中で見られるようにするとか、あるいはさらに一層情報サービスを強化する等あらゆる努力をいたしまして、安定的な成長を遂げるように努力してまいりたいと思っております。

○喜屋武眞榮君 人のふんどしで相撲をとるということも一つの知恵であるでしょう。

今安定的というところもおっしゃったですね。これは一般会計からの支出ということが常識でなければいけないと私は思うんです。と申しますのは、資料が明確に示しております。何と申しましたも、数字は問題解決の武器である、また基本である、こう思うんです。私が疑問を持っていますのは、昭和六十一年度農業改良資金貸付枠は、前年に比しまして貸付種類は新設、拡充の方向に予定されておる。ところが、公営競技開催成績は年々ダウンしておりますね。皆さんの計画は前向きで、臨時収入も当てにしておられることはよくわかりますが、公営競技開催成績はもう年々減収の

方向にいつております。このバランスを見た場合に、まさにそこから不安と疑問がわいてくるわけなんです。果たして不安がないのか、あるいは安泰か、安心できるものであるか、こういった点、いろいろと私なりに疑問を持つわけでありまして、私が疑問と言いましたのは、こういったことを踏まえての疑問であります。そこで六十三年以降の農業改良資金の財源の確保については一体どのような考えておられるのであるか明らかにしてもらいたい。

○政府委員(関谷俊作君) 六十三年以降につきましては、一つは、この改良資金の貸付枠をどのくらいと予定するかという問題がございまして、当面この六十一年、六十一年にかけまして資金の種類、内容、金額等も大変拡充しておりますので、その状況を見きわめながら六十三年以降の貸付枠の設定を図りたいと考えております。一方、農家からの返ってまいりました償還金は貸付財源に充てられますので、その差額が所要の財源ということになるわけでございます。我々として、今回の措置はあくまでも臨時的な特例でございます。今の六十三年以降は基本的には従来と同様に一般会計の問題として、相当額の資金というか、予算を予定するというところで、そういう方向で努力を必要とするというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 今の見通しにつきましても、今の段階では何かしら不安に思えますね、この点。

次に、資金の拡充の問題に触れてお聞きしたい点は、昭和六十一年の拡充が予定されておる生産方式改善資金の内訳を見ますと、稲作省力化方式安定資金と畑作技術合理化資金が新設になっておりますね。それから畜産振興資金と野菜生産高度化資金、これは貸付対象と貸付枠の拡大を図っておられる。そこでこの新設、新しく設置された項目、拡充を図ったことの理由は何なのか。それから今まで新設されなかったわけはどういうことだったのか、このことを明らかにしてもらいたい。

○政府委員(関谷俊作君) 実は、この辺の資金につきましては、昨年の改正をしますときに、従来の技術導入資金のほかに生産方式も含み生産方式改善資金ということで、畜産、野菜、果樹、養蚕と四部門の資金を創設したわけでございまして、その後の実態を見ますと、このとき創設いたしました後の実態から見ますと、例えは稲作でも技術の実態から見ますと、例えは稲作でも技術の側面施肥田植え技術でございまして、あるいは比較的大きい段階での成苗田植技術、こういうようなものが出てまいりまして、こういうものを普及する必要性。それから畑作については一つの合理的な輪作体系、能率的な作業技術の導入、こういう技術の普及を図ります必要上、稲作、畑作についても一つの部門を設ける必要がある。こういうのが新設の理由でございまして、野菜につきましても、これまでございまして雨よけ栽培、省エネルギー温室栽培の導入等やっておりますが、これからさらに能率的な野菜の生産方式の導入というところで省力化、それから収穫後の調製作業の省力化、こういうようなものと、それから畜産につきましても、飼料自給度の向上、肉用牛の飼養規模の拡大等、子牛生産行程の総合的な改善を行うに必要な資金、こういうことでそれぞれその後の私どもの検討に即しまして、これらの資金の新設または拡充を行う必要があるというふうに判断した次第でございます。

○喜屋武眞榮君 次に、この資金枠の拡充に結びつけて、神組の開発の問題に触れたいのです。

たびたび機会あるごとに私、強調しておりますように、我が国の唯一の亜熱帯地域であるというこの特色は皆さん十分認識しておられると思うんです。他県ではまねることのできない内容があるわけなんです。例えはサトウキビの問題やあるいはパインの栽培等々、どうしても今日までの立ちおくれの経過からしても、政府の協力を得て、特に最近著しい開発の方向に、基盤整備の方向にいきつつあることも事実なんです。他県との格差はどうしても追いつかない。ぐんぐん本土

もまた前進があるわけですから追いつかない。こういうことだから、これをしておる状況であります。

そこで、農業改良資金についても、他の地減と異なった特殊性を十分認識の上で配慮してもらわなければならない。絶えずそのことを言っている、いいコメントをいただいておりますけれども、結果的にはなかなかおっしゃるとおりのことがあらわれてこない。そこに不満があり、もどかしさがあるわけなんです。そこで農水大臣の考えをぜひお聞きしたい。

○国務大臣(羽田孜君) お答えいたします。

農業改良資金の貸付対象とするためには、貸し付けを受けて導入、普及される技術が先端的なものであること、あるいはモデル的なものであること、こういったことを有することが必要でございます。そして、この考え方に従って資金種目あるいは対象機械、施設等を決めまして貸し付けを行っておりますというのが現状でございます。したがって、これらの要件を満たす内容でございます。農業改良資金の対象として実施することが可能であるわけでありまして、一般的にサトウキビあるいはパイナップルというように地域性の非常に強い作物について対応するのは、今都道府県が内容を決めておられますところの地域農業技術導入資金でございます。これを活用するという事になつておまして、今先生から御指摘のあった問題につきましては、私どもの方も沖縄県の方と十分連絡をとってまいりたいというふうに考えております。

○喜屋武眞榮君 何と申しましたが、沖縄における基幹産業といふと農業であります。そして、その農業から生産する生産物というのは、私はいつても言うのだが、結果的には沖縄県民のためになることは間違いありませんが、国土開発の一環として、そして一億二千万国民の食糧を生産する基地として沖縄をとらえてほしい、こういうことをまたここでも強調するんです。日本の食糧基地になることを私は自信を持って本土の皆さん

にも政府にも強調いたすわけですが、そういう認識に立つて、ぜひひとつ資金面の融資についても十分な配慮をしてもらわなければならない。重ねて要望いたすわけなんです。それを理解していただければ結構だと思うんですが、大臣のコメントがいただきた。

○国務大臣(羽田孜君) お答えいたします。

今お話がありましたように、確かに沖縄の気象というものは、これは亜熱帯の気候で、特色のある作物が、本土とは違った作物がとれるということ、あるいは野菜、花卉等につきましても、本土が寒い時期に栽培が十分できるということがございます。そういう意味で、私も私もとしまして、花卉ですとかあるいはパイナップルという特別な作物あるいは畜産、そういったものをこれから振興して我が国の一つの農産物の基地にする、これは私も全く同感であります。そのためにこれから土地改良を進めていくようなことを積極的にしていかなきゃいかぬと思っております。

ただ、今こどもも申し上げましたように、この資金そのものの性格というものは、モデル的なもの、あるいは先駆的なものというところで資金量そのものの全体がそんなに大きなものじゃない、私どもで、そういう方がある場合には、私はもちろんそれは対象にしていかなければいけないというふうに思います。

全般的なサトウキビあるいはパイナップルのことにつきましては、先ほど申し上げた地域農業技術導入資金ですか、こういった資金を十分活用できると思っています。今先生のお話をもとにしながら、私どもの方も県の方と十分協議してまいりたいというふうに考えます。

○喜屋武眞榮君 いいコメントがいただけたので、次に、山には山の憂いあり、海には海の悩みありとだれかが言いました、そのことを盾にして私は申し上げたい。

今度大臣がソ連に行かれましたが、カメンツェフ漁業相と交渉された。大変御苦労さまでありました。二百海里問題をめぐって毎年のように日ソ漁

業交渉で難渋しておられる。難渋の結果というのは毎年厳しい方向に行きつつある、結果的には、この二百海里問題が国際的にも大きな話題となつて広がりがつあるわけなんです。ところが、このことと沖縄県の漁業問題とは無縁ではないということ、私はこの機会に申し上げたいんです。そして理解を深めていただきたい、そして御協力をいただきたい、こういうことで実情を申し上げます。

ところが、私は道義的立場から、紳士協定という立場から何とかならぬものかという気持ち込みで申し上げたいんです。この公海上にある浮き魚礁に寄つてくる魚は、カツオ、マグロ、カジキ、サワラ、こういう魚が非常にいいあんばいに寄つてくる。それが大変困ったことに、北の方から五十トンから百トンの大型漁船でやってきておるんです。ところが沖縄自体の漁船は五十トン前後の漁船なんです。ですから五十トンで警戒を一切しておるわけですが、天気の悪い日には五十トンでは行けない。そこをねらって五十トン、百トンの大型漁船が、今度北の方からやってきた漁船がほとんどそれをとり上げておる。それから昼は警戒しておるようですが、沖縄が引き揚げたすきをねらって夜分とする。沖縄の方針として、五十トン装備では根こそぎとらぬで適当にとつて、いつまでも魚礁に繁殖させるといふことだが、北からやってきた漁船はもう根こそぎ。だから沖縄では、一網打尽という言葉じゃなくして事実をもって一網打尽さつていって、そして沖縄の小型の船が行きますと、十日や二週間はその種切れになつて魚をとれないというんです。この事実を見て一網打尽されたといつて悲鳴を上げておるんです。事実、こういうことがあるんです。最初は公海上のことであつたが、今度は、沖縄では百五十基の浮き魚礁を漁業組合がそれぞれの地域で仕掛けておるんです。そうすると、北の方からやってきたのが今度は公海から沖縄近海にまでも侵食して荒らしておる。そういう実態になつておるんです。

ところで、その実態です。沖縄では亜熱帯の特殊性から、日本の水産業の漁業の枠の中で栽培漁業の適地であるといふことで、沖縄近海は非常に大事にされて、そして今具体的にパイナップル、浮き魚礁といふものが非常に大事にされて、その成果がぐんぐんあらわれつつあるわけなんです。ところが、困つたことに、北の方からやってきた漁業団がそれをねらつて、最初の方は紳士的で、その被害もなく問題にもならなかつたようですが、このごろは目に余るものがある。そこで、県当局、それから沖縄海産物調整委員会、県の漁連、この三団体がもう黙つておれぬ、見ちゃおれぬ、こういうことで緊急対策を講じまして、今立ち上がりつつあります。その結果、つい最近政府にも陳情書に來ておられます。この代表にきつと対応しておられると思いますが、そのことを後でお聞かせください。

それはこういうことなんです。まず、その浮き魚礁は、最初は公海上、二百海里の外でありましたから、しかもお互い日本の仲間でありましたから、侵犯という言葉には当たらないと思ひます。と言いますのは、沖縄の場合に、台湾漁業がもう頻りに領海侵犯をいたしまして大騒動をしたが、幸いに海上保安庁の警備によつてだんだん締め出されつつあるわけでありまして、ところが、それは締め出されつつありますが、今度、仲間同士が北の方からやってきて荒らしつつある。このことは、実際問題として、何かしら内輪げんかをしておるようで大変気も引けるわけでありまして、

荒らさぬでもらいたいということが一つ。そういうことを関係県へ自衛要請したい、お願いします。これには法的拘束力もないということをよく承知しております。ないからといって自由に侵食してもらったんじゃ大変なことになる。ないからといって、それじゃ仕方がないといって沖繩側は手をこまねくわけにもいかない、こういった悩みを訴えておるんです。

そこで、県が緊急パトロールを今強化しておるんです。お願いですというその良心的なところは、道義的立場から紳士協定しようじゃないですか、そして共存共栄をしていこうじゃないですか、こういう謙虚な気持ちで今お願いをする。こういうわけですから、政府もひとつ御配慮願いたい。こういうことでこの緊急対策会議の代表も来ておるわけなんです。

そこで、先ほど申しました沖繩海漁業調整委員会というのは、県内における漁業団体がそれぞれまた紳士協定をしまして、お互いに敷設した浮き魚礁を、縄張り荒らさぬようにやりましようなど、こういうことが沖繩海漁業調整委員会の指示でできたのです。県内でもこのように協定をして仲よくやっておりますのに、それを知ってか知らなくてか、外部から飛び込んできてめちゃくちゃに荒らしておるというのが現状であるわけなんです。北からやってきておる漁業団体は一体どこかの何者かということも私は知っておりませんけれども、ここでは皆さんにまた失礼になるかもしれないので一応表明しないことにいたします。政府はちゃんとわかっておられると思います。そういうことで、このような実態に対して、道義的立場から、紳士的立場からぜひひとつ善処してもらいたい。ここに政治ありと私は言うんです。どうかひとつ、この問題は沖繩の特殊事情ではあるかもしれませんが、しかし私はいつも、沖繩自体の問題と受けとめてもらいたくない、国土の一環として、沖繩の陸を、沖繩の海を、沖繩の空を考えて理解していただきたいと私がいつも言うのはそういうことなんです。どうかさうい

うセクトを一応脱ぎ捨てて、大所高所から受けとめて、一日も早く緊急対策を立てていただいてそれなりに御指導を賜りたい。こういうことを強く要望いたしまして、大臣からはそのコメントを、そしてまた関係の皆さんからは今とっておられる具体的なことを聞かせてください。

○政府委員(佐野宏哉君) 今先生御指摘のような事態は、決して沖繩の特殊問題ではなくて、二百海里体制下、全国的にそういうケースがいろいろあるわけでありまして、決して沖繩の特殊事情ではない、今後二百海里時代に私も水産行政が取り組むべき重要な問題であると、こう思っております。具体的な事情を大至急調査した上でとるべき対策について検討を始めたと思っておりますので、きょうの段階ではそういう答弁で御容赦願いたいと思います。

○国務大臣(羽田孜君) このたびのああいふソビエトとの話し合いの結果、それによって減船が出てくる。そういうことが国内の漁場で仕事をしてくる。そういうことがありまして、確かにそれだけの漁場というのは各地域によって非常に細かいあれがされておりますので、今お話しのような問題が出てくるかと思っております。ですから、これは今長官の方からお答えしましたように、単に地域的な問題というふうにとらえず、そういう問題が各所にあるということをお話しは認識しながらそれぞれ調査して調整をするように指導していく、そういう考え方でこれから進めたいと思います。

○委員長(成相善十君) この際、委員の異動について御報告いたします。

山田譲君、稲村稔夫君、八百板正君、小林国司君及び大城眞順君が委員を辞任され、その補欠として上野雄文君、村沢牧君、久保亘君、林健太郎君及び大河原太郎君が選任されました。

○委員長(成相善十君) 他に御発言もないようですから、質疑は終局したものと認めます。

これより討論に入ります。

御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御意見もないようですから、討論は終局したものと認めます。

これより採決に入ります。

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(成相善十君) 全会一致と認めます。よって、本案は全会一致をもって原案どおり可決すべきものと決定いたしました。

なお、審査報告書の作成につきましては、これを委員長に御一任願いたいと存じますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(成相善十君) 御異議ないと認め、さよう決定いたします。

○委員長(成相善十君) 次に、農林水産政策に関する調査のうち、北洋漁業対策に関する件を議題といたします。

菅野君から発言を求められておりますので、この際、これを許します。菅野君。

○菅野久光君 私は、この際、自由民主党・自由国民会議、日本社会党、公明党・国民会議、日本共産党、民社党・国民連合及び二院クラブ・革新共闘の各派共同提案に係る北洋漁業対策に関する決議案を提出いたします。

案文を朗読いたします。

北洋漁業対策に関する決議(案)

今次の日ソ漁業交渉は難航を極め、両国漁業の三カ月余にわたる中断の末、我が国漁業操業の大幅な規制という誠に厳しい結着を余儀なくされた。

また、米国水域の対日漁獲割当てについて、昨年比に比べ大幅に削減されることが確実な状況となっている。

今後、この操業規制が関係漁業者、漁船員、水産加工業者ひいては地域経済等に及ぼす影響は計り知れないものがある。

よって政府は、関係者の生活・経営並びに国民への水産物の安定供給に不安を生じないよう次の事項の実現に万遺憾なきを期すべきである。

一 漁獲割当量の大幅削減等に伴い生ずる関係漁業の減船、水産加工業の事業転換等に対しては、財源を含め諸対策を早急に講ずること。

二 減船等により離職を余儀なくされる漁船員等の生活の安定を確保するため、速やかに円滑な転職のための施策を実施すること。

三 漁業活動の縮減等に伴い影響を被る地方自治体に対しては、現行財政制度の運営上、十分配慮を加えること。

四 新たな段階を迎えた二百海里体制に即し、中長期的な展望の下、遠洋漁業の計画的再編整備によりその経営の安定を図るとともに、我が国漁業の秩序ある操業が確保し得るよう対策を強化すること。

五 近日中に開港が見込まれる日ソ・サケマス漁業交渉に当たっては、我が国の要求が実現できるよう全力を尽くすこと。

以上であります。

何とぞ委員各位の御賛同をお願いいたします。

○委員長(成相善十君) ただいまの菅野君提出の決議案に対して御意見のある方は賛否を明らかにしてお述べ願います。——別に御発言もないようですから、ただいまの各派共同提案による菅野君提出の北洋漁業対策に関する決議案の採決を行います。

本決議案に賛成の方の挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○委員長(成相善十君) 全会一致と認めます。よって、北洋漁業対策に関する決議案は全会一致をもって本委員会の決議とすることに決定いたしました。

ただいまの決議に対し、羽田農林水産大臣から発言を求められておりますので、この際、これを許します。羽田農林水産大臣。

○国務大臣(羽田改署) ただいまの決議につきましては、その御趣旨を尊重し、検討の上、最善の努力を払ってまいります所存でございます。

○委員長(成相善十君) 本日はこれにて散会いたします。

午後五時五分散会

四月十一日本委員会に左の案件が付託された。

(予備審査のための付託は二月十四日)

一、農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案

(衆議院修正に係る本文のみを掲載 小字及び一は修正)

農業改良資金助成法による貸付金等の財源に充てるための日本中央競馬会の国庫納付金の納付等に関する臨時措置法案

附 則

この法律は、公布の日昭和六十一年四月一日から施行する。

昭和六十一年四月二十四日印刷

昭和六十一年四月二十五日発行

参議院事務局

印刷者 大蔵省印刷局